

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

実施計画

狛江市地域共生社会推進会議 令和7年度評価結果（案）

令和8年 月

狛江市

目次

1	計画の推進	1
2	基本目標	8
	基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	8
	基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり	9
	基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり	9
	基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	10
	基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築	10
3	施策の体系	11
4	関連事業と担当課	13
5	粕江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価	17
6	推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答	109

1

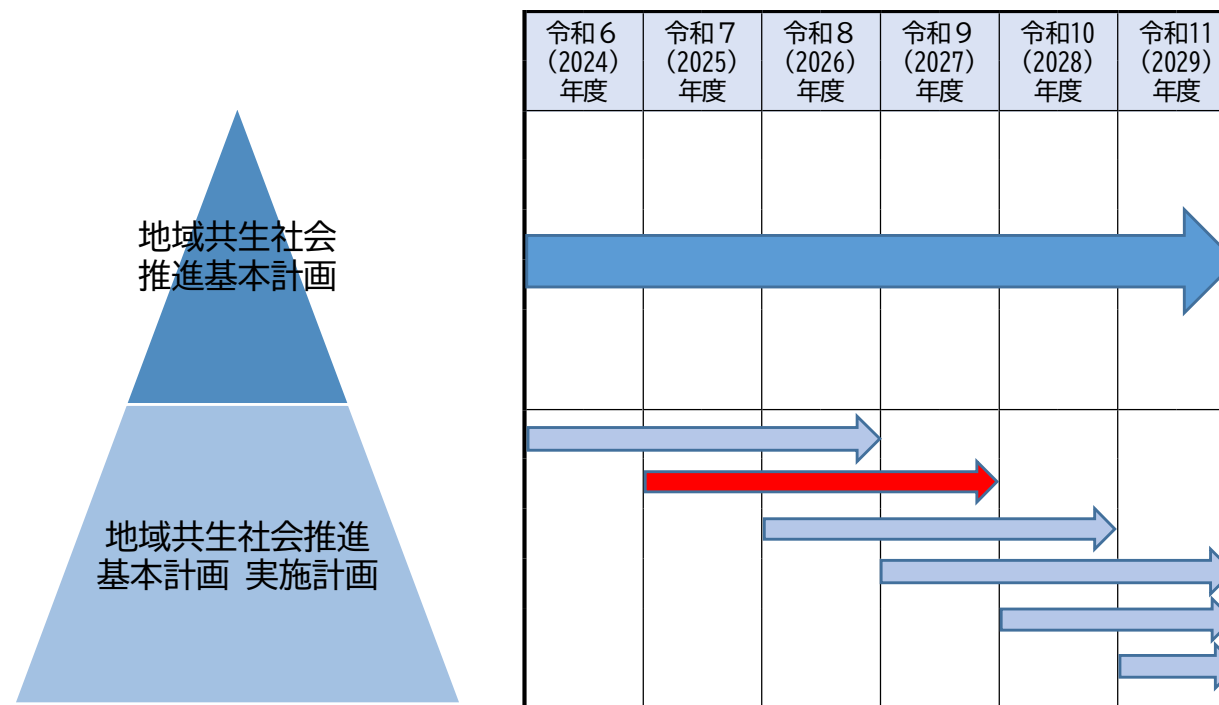
計画の推進

1 狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画について

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（以下「基本計画」という。）を実効性のあるものとするため、市では、施策に係る事業のうち重点取組に該当し、本計画期間内に施策の実現に向けて重点取組に係る事業等を定める狛江市地域共生社会推進基本計画 実施計画（以下「実施計画」という。）を定めました。

実施計画の計画期間は3年間とし、ローリング方式（※）により毎年度見直します。

※ローリング方式…毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法をいいます。



2 評価体制

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価

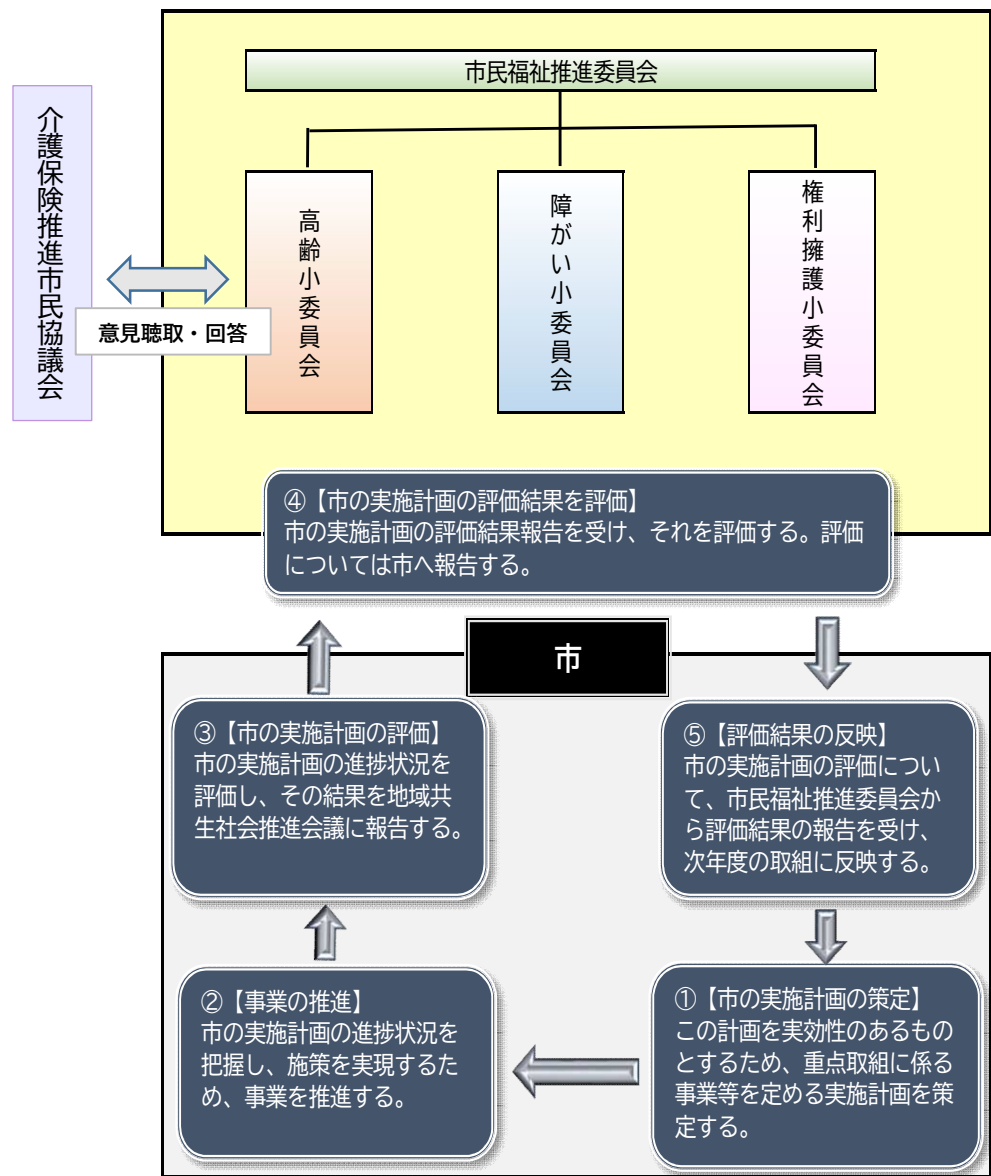
(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

基本計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

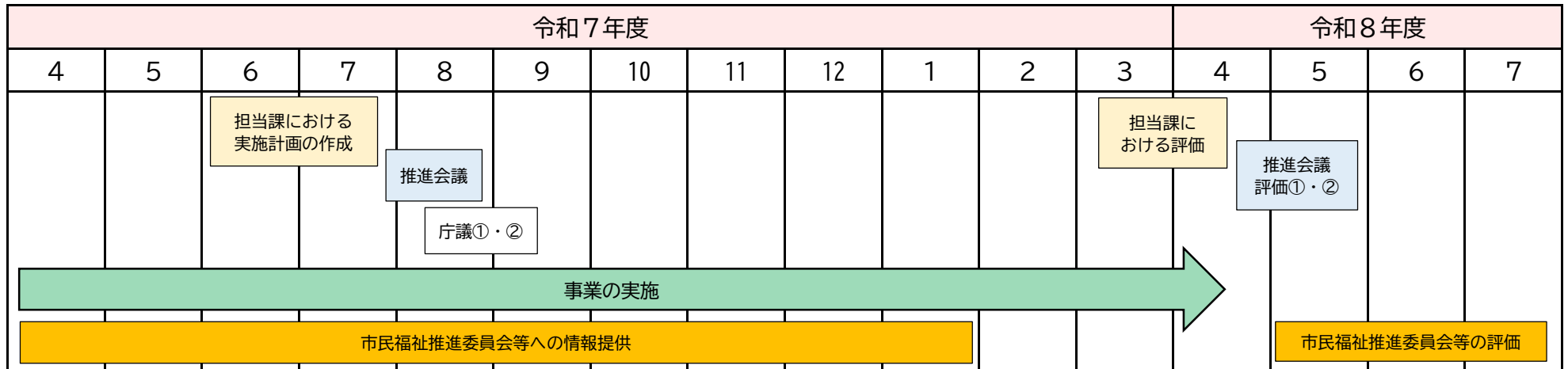
市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を評価することにより、基本計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

【評価体制図】



3 実施計画の策定・分析・評価の流れ

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画の進捗状況の評価



4 評価総括表

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	8	1-1-1、1-1-3、1-2-1、1-2-2、1-3-1、1-3-2、1-4-1、1-4-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	2	1-1-2、1-3-3
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない。	0	
合 計		10	

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	17	2-1-1、2-1-2、2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-3-1、2-3-3、2-3-4、2-3-5、2-6-1、2-6-2、2-6-3、2-6-6、2-7-1、2-7-2、2-7-3、2-7-4
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	8	2-3-2、2-4-1、2-4-2、2-4-3、2-5-1、2-5-2、2-6-4、2-6-5
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない。	0	
合 計		25	

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	5	3-1-1、3-1-2、3-2-1、3-4-1、3-5-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	4	3-3-1、3-4-2、3-4-3、3-5-1
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	0	
D	全く進捗していない。	0	
合 計		9	

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	14	4-1-1、4-1-2、4-2-1、4-2-2、4-2-3、（4-3-1）、 （4-3-2）、4-4-1、4-5-1、4-6-1、4-6-3、4-7-1、 4-7-2、4-7-3、4-9-2、4-11-2
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	7	（4-4-2）、4-5-2、4-6-2、4-8-1、4-9-1、4-9-3、 4-10-1、4-10-2
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	2	4-4-3、（4-10-3）、4-11-1
D	全く進捗していない。	0	
合 計		23	

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

評価	評価基準	評価結果（件数）	取組No.
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	6	5-1-1、5-1-3、5-4-1、5-5-1、5-6-2、5-8-1、（5-8-4）
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	10	5-3-1、5-3-2、5-3-3、5-4-2、5-6-1、5-7-1、5-7-2、 5-7-3、5-7-4、5-8-3
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	4	5-1-2、5-2-1、5-2-2、5-8-2
D	全く進捗していない。	0	
合 計		20	

合 計

評価	評価基準	評価結果（件数）	割合
A	進捗している。（目標（値）に対し80%以上達成）	50	57.5%
B	現状維持（目標（値）に対し50%以上80%未満達成）	31	35.6%
C	あまり進捗していない。（目標（値）に対し50%未満達成）	6	6.9%
D	全く進捗していない。	0	0.0%
合 計		87	

【再掲取組について】

※取組No. の再掲は（〇ー〇ー〇）で表示し、評価結果（件数）及び合計の集計からは除外しています。なお、再掲は以下の事業の組み合わせとなります。

再掲元取組No.	再掲先取組No.
2-4-2	4-4-2
4-1-1	4-3-1
4-1-2	4-3-2
4-4-3	4-10-3
5-6-2	5-8-4

2

基本目標

基本目標 1

一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

基本目標 2

「つながり」を実感できる地域づくり

基本目標 3

社会参加を進めるシステムづくり

基本目標 4

総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

基本目標 5

多機関で協働して支援に当たる体制の構築

基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

支援を必要とする全ての人々が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対応しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後も、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間のネット

ワークによる支援体制づくりをさらに進めます。例えば、複雑化・複合化した事例については、多機関で協働して課題を解きほぐし、関係機関の役割分担を図り、各支援機関が連携のもとでの支援を行います。また、長期にわたりひきこもり状態にある人等、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより本人との関係性の構築に向けた支援を行います。さらに、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。このような状況を踏まえ、市民同士の関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、市民誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

このような地域社会とするため、市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる「誰一人取り残さない地域づくり」を進めるに当たっては、多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて誰もが悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。地域づくりに当たっては、アフターコロナの視点からリアルとオンライン双方の強みを活かし、人と人とのつながりを強め、市民同士が「つながり」を実感できる地域づくりを目指します。

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、伴走型支援、アウトリーチ支援並びに支援会議及び重層的支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）を通じて狭間のニーズを的確に把握し、CSWと連携し、狭間のニーズに対応できる地域資源の開発を行います。

また、狭間のニーズに応じて、就労体験や交流体験を提供し、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において、本人が参加できる機会を創出するとともに、ピアサポーター等の参加の仕組みづくり等を検討します。

基本目標 4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

全ての市民が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスを必要とする市民やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等（以下「市民等」という。）が把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。

基本目標 5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援会議等における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たします。

市では、平成26（2014）年度から市庁舎2階に福祉総合相談窓口を設置するとともに、福祉相談課を設置し、多機関で協働して支援に当たる体制を整備してきました。令和6（2024）年度からは地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、これらの相談支援体制を活用し、市の実情を踏まえた重層的支援会議等における協議の仕組みづくりを推進していきます。

包括的な支援体制の構築に当たっては、本計画に掲げた施策の推進に当たり、分野横断的な視点から施策の進捗状況を管理し、課題を把握し、新たな事務事業を提案できるような審議会等の在り方についても検討を進めます。

また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に当たっては、多様な関係機関と連携を図ります。連携に当たっては、重層的支援体制整備事業と相互に連携した効果的な支援を推進します。様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等について多機関で地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような協議会の在り方についても検討を進めます。

3

施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。 基本理念	基本目標1 切れ目のない相談支援体制の構築 一人ひとりの状況に合わせた	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	●				17~19
		1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	●				20~21
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
	基本目標2 「つながり」を実現できる 地域づくり	1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。		●			22~24
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。				●	25~26
		包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
	基本目標3 システムづくり 社会参加を進める	2-1	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	●				27~28
		2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	●		●	●	29~31
		2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	●				32~36
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。		●			37~39
	基本目標4 高齢者の支援に関すること	高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。			●		40~41
		2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。			●		42~47
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
	基本目標5 障がい者の支援に関すること	2-7	障がい者理解を推進します。				★	48~51
		包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-1	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	●			●	52~53
		3-2	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	●				54
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
	基本目標6 高齢者の支援に関すること	3-3	権利擁護支援に必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。		●	●	●	55
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。			●		56~58
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
	基本目標7 障がい者の支援に関すること	3-5	障がい者の情報保障を推進します。				●	59~60

※地…地域福祉計画、高…高齢者計画、障…障がい者計画（★…障害者差別解消法に係る施策）、後…成年後見制度利用促進基本計画

基本理念 全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。	基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		4-1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	●				61～62
		4-2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	●		●	●	63～65
		4-3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	●		●	●	66～67
		4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	●		●	●	68～70
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。		●			71～72
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。			●		73～75
		4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。			●		76～78
		介護保険サービスの提供に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		4-8	地域密着型サービスの整備を推進します。			●		79
		4-9	介護サービスの給付の適正化を推進します。			●		80～82
		4-10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。			●		83～85
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		4-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。				●	86～87
基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築		包括的な支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		5-1	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。	●				88～90
		権利擁護支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		5-2	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。		●			91～92
		5-3	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。		●			93～95
		5-4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。		●	●	●	96～97
		高齢者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		5-5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。			●		98
		介護保険サービスの提供に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		5-6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。			●	●	99～100
		5-7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。			●		101～104
		障がい者の支援に関すること		構成計画				関連頁
		施策No	施策	地	後	高	障	
		5-8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。				●	105～108

4

関連事業と担当課

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進	●								17
	1-1-2	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築	●		●						18
	1-1-3	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討	●		●						19
	1-2-1	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実	●								20
	1-2-2	ピアサポーターを活かした支援の検討	●								21
	1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	●								22
	1-3-2	権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職アドバイザーの活用を検討	●								23
	1-3-3	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	●								24
	1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化			●						25
	1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施			●						26
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	●								27
	2-1-2	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進	●								28
	2-2-1	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進	●								29
	2-2-2	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進	●								30
	2-2-3	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進	●								31
	2-3-1	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援	●		●						32
	2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	●								33
	2-3-3	多様な居場所の設置・活動の支援	●					●			34
	2-3-4	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援	●								35
	2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	●								36

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
2：「つながり」を実感できる地域づくり	2-4-1	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進	●								37
	2-4-2	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成	●								38
	2-4-3	市民後見人の活躍支援	●								39
	2-5-1	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進		●							40
	2-5-2	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施		●							41
	2-6-1	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進		●							42
	2-6-2	認知症に関する理解啓発活動の実施		●							43
	2-6-3	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成		●							44
	2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設		●							45
	2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		●							46
	2-6-6	認知症予防事業の拡充		●							47
	2-7-1	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施		●							48
	2-7-2	障がい者週間等における理解啓発活動の実施		●							49
	2-7-3	障がい者福祉施設の自主製品の販売		●							50
	2-7-4	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発		●							51
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進	●	●							52
	3-1-2	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進	●	●							53
	3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	●								54
	3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	●								55
	3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実		●							56
	3-4-2	高齢者の就労、社会参加、生きがいづくりの支援		●							57
	3-4-3	シルバー人材センターの運営支援		●							58
	3-5-1	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化		●							59
	3-5-2	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援		●							60

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●							●	61
	4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	●								62
	4-2-1	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知							●		63
	4-2-2	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備	●								64
	4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	●								65
	4-3-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化（再掲）	●							●	66
	4-3-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化（再掲）	●								67
	4-4-1	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編	●								68
	4-4-2	市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成（再掲）	●								69
	4-4-3	介護人材確保対策の推進		●							70
	4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	●								71
	4-5-2	専門職団体との連携の推進	●								72
	4-6-1	社会状況の変化に合わせた事業の再構築		●							73
	4-6-2	個々のニーズに対応した生活支援体制整備		●							74
	4-6-3	高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援		●							75
	4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進		●							76
	4-7-2	アクティブシニア支援事業の検討及び実施		●							77
	4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施		●		●	●				78
	4-8-1	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討		●							79
	4-9-1	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進		●							80
	4-9-2	ケアプラン等の点検の実施		●							81
	4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施		●							82
	4-10-1	介護施設・事業所の指導検査の実施		●							83

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	高齢障がい課	福祉相談課	健康推進課	保険年金課	子ども若者政策課	子ども家庭課	まちづくり事業課	頁
4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-10-2	施設・事業所の感染症対策の推進		●							84
	4-10-3	介護人材確保対策の推進（再掲）		●							85
	4-11-1	地域生活支援拠点の設置		●							86
	4-11-2	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討		●							87
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進	●		●						88
	5-1-2	市民福祉推進委員会の在り方の検討	●								89
	5-1-3	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討	●								90
	5-2-1	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築	●								91
	5-2-2	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築	●								92
	5-3-1	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援	●								93
	5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	●		●						94
	5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	●								95
	5-4-1	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進	●		●				●		96
	5-4-2	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進	●		●						97
	5-5-1	医療と介護の連携事業の継続実施		●							98
	5-6-1	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施		●							99
	5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出		●							100
	5-7-1	各種連絡会の開催		●							101
	5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有		●							102
	5-7-3	国等の介護情報基盤整備に伴う対応		●							103
	5-7-4	介護事故情報の共有		●							104
	5-8-1	事業所間等の連携体制の整備		●							105
	5-8-2	学校や医療との連携の推進	●								106
	5-8-3	医療的ケア児の支援		●							107
	5-8-4	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）		●							108

5

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画 実施計画 進捗状況評価

年度	令和7(2025)
基本目標	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

施策No.	1-1	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	1-1-1	重点取組	福祉のつなぐシート登録システムの民間事業者等への拡大の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														

①事業概要

福祉のつなぐシート登録システムを活用してつなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。
切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの利用者を庁内窓口のみならず、庁外の民間事業者にまで広く拡大します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課	市内登録事業者数(累積)	③目標(値)	25事業者以上	30事業者以上	35事業者以上
		④実績(値)	69事業者		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由

学童保育所支援員会議や郵便局長会議等、数多くの関係者が集まる会議体を通じて「福祉のつなぐシート」について説明をし、児童福祉施設や金融機関等へ導入いただけたことから、目標値を44事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等(以下、「市内登録事業者」という。)を確保できた(69事業者(前年度比+41事業者)のうち、新規は41事業者(前年度比+24事業者))。また、9件(前年度比△2件)の「つなぎ」のうち活用民間事業者等から5件(前年度比同様)の「つなぎ」を実現できたため。

課題等

活用民間事業者等を増やすことができたが、つながった案件が少なかった。

令和8年度以降の取組や方針

幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。

取組No.	1-1-2	重点取組	相談支援包括化推進員を中心とした相談支援包括化推進体制の構築											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
多機関協働事業につながった複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯について、相談支援包括化推進員とともに重層的支援会議等により支援につなげます。（福祉政策課） 各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題を抱えた方、その世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	6回以上		6回以上		6回以上						
			④実績(値)	2回										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課		相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5人以上		5人以上		5人以上						
			④実績(値)	5人										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		支援会議としては、2回（前年度比△6回）の開催となった。2回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員2名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である5人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。 相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員2名を相談支援包括化推進員としたため。												
課題等		重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。												
令和8年度以降の取組や方針		重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。												

取組No.	1-1-3	重点取組	情報共有を効果的に進めるための新たな相談記録方式の検討										
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規												
①事業概要													
統一的な記録方式を導入することにより、記録方式の標準化・共通化を行い、市及び各支援機関による支援の円滑化を推進します。（福祉政策課・福祉相談課）													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9						
統一的な記録方式の導入及び導入先の拡大 担当課：福祉政策課・福祉相談課		記録方式の導入	③目標(値)	記録方式の導入	記録方式の導入先の拡大		記録方式の導入先の拡大						
			④実績(値)	記録方式の導入									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		F-SOAIP（生活支援記録法）の研修を、庁内向けに2回（計4日）実施し、知識の定着と市で導入するにあたっての課題解消に努め、これらを踏まえたマニュアルを作成し、F-SOAIPを導入したため。											
課題等		F-SOAIPによる記録スキルを持った職員が限られているため、更なる普及啓発に向けた施策が必要である。											
令和8年度以降の取組や方針		令和8年度の上期に庁内向けの研修を実施し、職員の記録スキルの向上を図り、下期には各支援機関向けに研修を実施し、記録方式の導入先の拡大に努める。											

施策No.	1-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。
-------	-----	----	--

取組No.	1-2-1	重点取組	アセスメントや支援のためのアウトリーチの充実									
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充											

①事業概要						
コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）が伴走型支援が可能な社会資源の発掘及び連携により、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対するアウトリーチ等の充実を図ります。						
②施策に関する具体的な事業や取組						
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9	
CSWによる社会資源の発掘及び連携を踏まえた取組の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標（値）	出張相談会等を1回以上開催	出張相談会等を1回以上開催	出張相談会等を1回以上開催	
		④実績（値）	3回			
		⑤進捗状況評価	A：進捗している			
「評価」の理由	多摩川住宅が主催する多摩川住宅団地祭において、「なんでも相談会」を1回実施した。また、駅前において、CSWによる出張型相談会「あおぞら相談会inほこみち」を2回開催し、アウトリーチ機能の強化を図ったため。					
課題等	「なんでも相談会」といった包括的なアウトリーチの実施に加え、具体的な相談内容にテーマを絞った相談会の実施により、特定のテーマに関心をもった相談者と出会う機会をつくる等の工夫が必要である。					
令和8年度以降の取組や方針	「テーマ型の相談会」と「なんでも相談会」を併行して実施することで、多様かつ幅広い課題の把握に努める。					

取組No.	1-2-2	重点取組	ピアサポーターを活かした支援の検討									
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規											
①事業概要												
CSWがピアサポーターやピアサポート団体と連携し、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対する効果的な伴走支援を行います。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
ピアサポーターを活かした支援 担当課：福祉政策課	支援の検討	③目標(値)	支援の試行実施	支援の実施	支援の拡大							
		④実績(値)	11回									
		⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由	市外のピアサポート団体が開催している当事者会への視察を行い、ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者のための語らいの場（ストレートロード）を立ち上げ、5月以降、毎月開催したため。											
課題等	居場所の運営に主体的に関わる当事者が少ないため、担い手を増やしていく必要がある。また、ストレートロードが同一場所での開催に限定されていることから、距離的な理由により参加が困難な層の存在も想定される。											
令和8年度以降の取組や方針	市内全域で開催することで、支援を必要としている方が参加しやすい環境を整える。											

施策No.	1-3	施策	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。
-------	-----	----	-------------------------------------

取組No.	1-3-1	重点取組	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援の理解促進のために、支援・検討会議を開催し、支援者のサポートを行います。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標(値)	1 回以上	1 回以上		1 回以上							
			④実績(値)	1 回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。												
課題等		支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。												
令和8年度以降の取組や方針		支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。												

取組No.	1-3-2	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施										
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続												
①事業概要													
権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職が行う、専門的助言の会議体であるアドバイザリースタッフ会議等を活用した意思決定支援を効果的に行います。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9								
アドバイザリースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施 担当課：福祉政策課	ケースに応じた実施	③目標（値）	1 回以上	1 回以上	1 回以上								
		④実績（値）	1 回										
		⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、アドバイザリースタッフ会議ではなく、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。												
課題等	虐待対応等緊急性を要する場合、アドバイザリースタッフ会議等を利用することが困難であること。												
令和8年度以降の取組や方針	支援・検討会議やアドバイザリースタッフ会議を活用することが最適と思われる案件が発生した場合は、積極的に活用する。												

取組No.	1-3-3	重点取組	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施										
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること		構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続												
①事業概要													
自己決定権を尊重した意思決定支援を推進するため、市内権利擁護業務担当者勉強会により後見人等のスキルアップを行います。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9					
市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	2回以上		2回以上		2回以上					
			④実績（値）	2回									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
「評価」の理由		3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各1回、民生委員・児童委員向けに1回実施し、合計2回（前年度比△1回）、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。											
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。											
令和8年度以降の取組や方針		市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。											

施策No.	1-4	施策	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。
-------	-----	----	---------------------------------------

取組No.	1-4-1	重点取組	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化									
担当課	福祉相談課	大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規											

①事業概要

障害者総合支援法第77条の2に定める、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを令和6年11月に設置しました。基幹相談支援センターの主催により、市内の相談支援事業所等向けの研修を実施するとともに、相談支援事業所をはじめとした地域の関係機関と協働し、連携の緊密化を促進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
市内相談支援事業所等向け研修の実施 担当課：福祉相談課	実施回数	③目標（値）	2回	2回	2回
		④実績（値）	2回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	基幹相談支援センター主催で2回（前年度比＋1回）の研修を実施した。障がい者虐待研修として、8050問題を取り上げ、地域包括支援センターの精神保健福祉士3名と協力のうえ、研修を企画・実施し40名（障がい分野20名、高齢分野20名）が研修に参加した。スキルアップ研修として、27名の支援者が参加した家族支援の研修を実施できたため。
課題等	相談支援事業所に限定した研修にすると、参加候補者が少なくなるため、研修内容に工夫が必要
令和8年度以降の取組や方針	市内の相談支援事業所に研修内容の希望をヒアリングし、継続して研修を実施する。

取組No.	1-4-2	重点取組	総合的・専門的な相談支援の実施												
担当課	福祉相談課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
市の総合的な相談窓口は、福祉相談課相談支援係及び基幹相談支援センターとなり、専門的かつ高度な技術・知識を必要とする相談については、基幹相談支援センターにおいて対応します。相談内容によっては、市内の主任相談支援専門員等の民間事業所と支援会議を実施することで、連携・協働を強化し、様々な問題に対応する相談支援を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9							
民間事業所と連携した支援会議 担当課：福祉相談課		ケースに応じた実施	③目標（値）	適宜		— （R 6・R 7実績踏まえ設定）		— （R 6・R 7実績踏まえ設定）							
			④実績（値）	57回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		支援会議へ延べ57回（前年度比+13回、うち基幹職員2名で参加した会議は14回）参加できたため。うち基幹主催の会議は13回。また、同一ケースで複数回の会議を実施したのは2ケース（4回と2回）であった。													
課題等		令和6年度から引き続き、虐待に係る支援会議が増加した。障がい者虐待の通報件数が増加しており、今後も虐待関連の支援会議への参加は増えることが見込まれる。問題も複雑化しており、より官民協働の支援が求められる。													
令和8年度以降の取組や方針		複雑困難な相談や虐待等の権利擁護のケースについては、多職種連携が必須となるため、必要な支援会議を実施し、効果的なチーム支援を実践できるよう、支援に参画する。													

年度	令和 7 (2025)
基本目標	「つながり」を実感できる地域づくり

施策No.	2-1	施策	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。
-------	-----	----	----------------------------

取組No.	2-1-1	重点取組	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続												
①事業概要													
福祉のまちづくり協議委員会にて地域生活課題の検討及び分析を行い、その結果を福祉のまちづくり委員会へ提供することで、福祉のまちづくり委員会の円滑な運営や地域生活課題の解決力の強化を図ります。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
福祉のまちづくり協議委員会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上							
			④実績(値)	2回									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		令和7年度より、新たに高齢、障がい、子育て分野の支援に関わる専門職3名および各福祉のまちづくり委員会の代表3名を委員として選出し、協議を実施した。協議において、専門職委員から各分野における地域生活課題の提示を受け、それらを整理・分析のうえ、福祉のまちづくり委員会へ共有するための課題抽出を行った。抽出した課題について一覧表として取りまとめ、福祉のまちづくり委員会に提供することで、円滑な委員会運営及び地域課題解決に向けた連携支援を実施したため。											
課題等		役割や連携のあり方について、引き続き検討していくことが望まれる。今後も福祉のまちづくり委員会が主体的に課題に取り組んでいけるように、双方の役割を踏まえた適切な情報共有、主体性を尊重した委員会運営を行う必要がある。											
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、年2回の福祉のまちづくり協議委員会を継続して開催し、福祉のまちづくり委員会の活動の契機となる地域課題の整理・共有により、主体的な取組みにつながるよう支援をしていく。											

取組No.	2-1-2	重点取組	福祉のまちづくり委員会による地域課題の共有、課題解決に向けた取組の推進										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続												
①事業概要													
福祉のまちづくり委員が当該年度に取組む活動に応じた福祉に関する知識や地域資源に関する情報を習得することにより、課題解決に向けた取組を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9							
福祉のまちづくり委員向け研修の実施 担当課：福祉政策課		実施回数	③目標（値）	1 回以上	1 回以上	1 回以上							
			④実績（値）	3 回									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		勉強会を3回（前年度比＋1回）開催した。高齢分野に関する理解を深めるために地域内の地域包括支援センターでの勉強会や、障がい分野への理解を深めるための地域内の障がい事業所での勉強会、市（社会教育課）・町会とともに「水害の歴史と町会の取組み」についての研修会を行ったため。											
課題等		研修で得た知見を踏まえ、地域課題の明確化を図るとともに、その解決に向けた具体的な行動へとつなげていくことが求められる。											
令和8年度以降の取組や方針		福祉のまちづくり協議委員会から共有された地域課題を踏まえ、各地域の福祉のまちづくり委員会が地域の実情に応じた課題を選定し、その解決に向けた取組みを推進する。											

施策No.	2-2	施策	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。
-------	-----	----	--

取組No.	2-2-1	重点取組	福祉・医療関係者との連携による、作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														

①事業概要

災害発生時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を支援します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
福祉関係者等との連携 担当課：福祉政策課	連携先の拡大	③目標（値）	相談支援事業所等	福祉事業者等	福祉事業者等
		④実績（値）	居宅介護支援事業所及び 相談支援事業所		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	市内外の居宅介護支援事業所に加え、新たに市内の相談支援事業所と個別避難計画作成支援業務委託の契約を締結し、個別避難計画の作成を推進することができたため。				
課題等	避難行動要支援者支援システムを用いた個別避難計画の作成にあたり説明会の開催やマニュアルの作成を行ったが、委託事業による計画作成対象者と同一人物に勧奨通知等による計画作成依頼を行ってしまったこと等により、操作や手続きの混乱が見られた。				
令和8年度以降の取組や方針	個別避難計画の作成にあたり、委託事業以外に行っている民生委員・児童委員による高齢者実態調査や勧奨通知などの実施スケジュールの共有を図り、混乱の解消に努める。				

取組No.	2-2-2	重点取組	公開型及び統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）を活用した個別避難計画の策定・改定の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、平常時における個別避難計画の作成を効率化することで、個別避難計画の作成及び更新を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9							
統合型GISを活用した個別避難計画の作成及び更新 担当課：福祉政策課		作成者の拡大及び更新	③目標（値）	障害者手帳取得者等		既計画作成者等		既計画作成者等							
			④実績（値）	障害者手帳取得者等											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		個別避難計画の作成更新支援について、引き続き、要介護3以上の対象者は居宅介護支援事業所（175件）に、新たに各種障がい手帳の2級・2度以上の対象者は相談支援事業所（122件）へ委託し、統合型GISによる避難行動要支援者支援システムを活用した作成更新支援を実施したため。													
課題等		避難行動要支援者支援システムによる作成更新支援が進んだが、まだ操作に不慣れな事業所が多い状況であることから、引き続き丁寧な操作説明により、個別避難計画の作成及び更新を支援する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		避難行動要支援者支援システムの使用方法などについて引き続き丁寧な説明・周知を行い、個別避難計画の作成更新を推進する。													

取組No.	2-2-3	重点取組	統合型GISを活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有、安否確認・避難支援体制構築の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
統合型GISを活用した避難行動要支援者支援システムを用いて、支援組織とともに避難支援体制を整備し、災害時における避難行動要支援者支援の迅速化につなげるため、個別避難計画の作成及び更新を進めます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
支援組織との避難支援体制の整備 担当課：福祉政策課		避難支援体制の整備	③目標(値)	安否確認訓練の実施		安否確認訓練の実施		安否確認訓練の実施							
			④実績(値)	安否確認訓練の実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		避難行動要支援者支援システムを使った安否確認について、総合水防訓練では避難所担当職員が実施し、総合防災訓練では民生委員・児童委員による実施に加え、医療と介護の多職種連携研修会においては、居宅介護支援事業所や医師会等とともに実施したため。													
課題等		支援組織との協定を締結し、災害時の避難支援体制を整備する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		支援組織との協定締結を行い、災害時の避難支援体制の強化に努める。													

施策No.	2-3	施策	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。											
取組No.	2-3-1	重点取組	集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
集合住宅の建て替えに伴い発生する課題について、支援関係団体と情報を共有し支援につなげます。また、CSWが社会資源と連携し、地域づくりの支援を行います。（福祉政策課） こまほっとシルバー相談室において、都営狹江団地や多摩川住宅の建て替えに伴う生活の困りごと等の相談を受け、適切な支援機関等へつなぐとともに、必要に応じて見守り活動を行います。（福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9								
情報共有と支援 担当課：福祉政策課	会議の開催	③目標(値)		1 回以上	1 回以上	1 回以上								
		④実績(値)		2 回										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
地域づくりの支援 担当課：福祉政策課	支援方法の検討	③目標(値)		支援の実施	支援の実施	支援の実施								
		④実績(値)		支援の実施										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
建て替えに伴う相談から福祉的ニーズを把握し、適切な支援機関等へつなぐ 担当課：福祉相談課	つなぐニーズのある件数とつなぐことができた件数の割合	③目標(値)		相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有	相談支援及び記録の共有								
		④実績(値)		実態の把握										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
個別の福祉的ニーズから、地域課題を把握 担当課：福祉相談課	地域課題及びその解決策の明確化	③目標(値)		個別事例の把握	地域課題の把握 解決策の検討	地域課題の把握 解決策の検討								
		④実績(値)		実態の把握										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		市、CSW、こまほっとシルバー相談室、こまえ正吉苑及び東京都住宅政策本部西部住宅建設事務所とで、集合住宅の建て替えに伴う住民の状況や課題について、情報共有を行い、支援体制の強化を図った。地域づくり支援の一環として、団地の思い出を語らう集いの場づくりを、CSWが関係機関と連携して実施したため。 また、こまほっとシルバー相談室の相談支援状況を定期的に確認し、実態把握に努めた。建て替えにより転居予定の住民に対し、様々な事務手続きのサポートに加え、必要な介護保険サービスや転居先の地域の社会資源に関する情報提供、各支援機関へのつなぎ等の対応を行ったため。												
課題等		第2期建て替えのスケジュール等が明確になっていないことから、情報不足が住民の不安要素のひとつとなっている。また、第1期の建て替えに伴う転居により地域の活動者が減少し、集いの場の運営に影響が生じる可能性がある。 個別の相談には対応できている一方で、事例の積み重ねが少ないため、地域課題の検討にまでは至っていない。												
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、建て替えに関する正確な情報の把握に努め、支援関係機関との情報共有・協議を継続する。また、支援機関と連携し、地域住民の不安軽減のための交流や相談の場づくりを継続して実施する。個別の福祉的ニーズの把握を継続し、地域課題を検討する。												

取組No.	2-3-2	重点取組	(仮称) 地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援								
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規										
①事業概要											
(仮称) 地域福祉サポーター等の育成や活用に向け、社協が実施する、(仮称) 地域福祉サポーター等とCSWとの連携による新たな支え合いシステムの構築を支援します。											
②施策に関する具体的な事業や取組											
事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9						
(仮称) 地域福祉サポーターの育成・活用 担当課：福祉政策課	育成・活用	③目標(値)	調査・研究	試行実施	実施						
		④実績(値)	調査・研究								
		⑤進捗状況評価	B：現状維持								
「評価」の理由	(仮称) 地域福祉サポーター導入のため、先進地域(他自治体社協)への視察を3回行ったものの、次年度の試行実施には、さらなる調査検討が必要になったため。										
課題等	先進地域への視察で学んだことを活かしつつ、狛江市の現状にあった地域活動の担い手の育成のあり方を検討していくことが必要である。										
令和8年度以降の取組や方針	地域活動に参加し地域課題の解決に取り組む担い手の育成として、視察先の事例等を分析しつつ、福祉カレッジの修了生の地域での活躍も含めて、狛江市に合った効果的な人材育成の取組を検討・企画していく。										

取組No.	2-3-3	重点取組	多様な居場所の設置・活動の支援											
担当課	福祉政策課・子ども若者政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続													
①事業概要														
地域での支え合いが必要な方への福祉サービスの普及及び拡大を図るため、地域福祉推進事業補助金により多様な居場所の設置・活動を支援します。（福祉政策課） 子ども・若者の居場所事業を実施することにより世代や立場を超えて、身近で様々な価値観に触れることができる機会を創出します。（子ども若者政策課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9								
地域福祉推進事業補助金による団体への支援 担当課：福祉政策課		利用団体数	③目標（値）	1 団体以上	1 団体以上	1 団体以上								
			④実績（値）	1 団体										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
子ども・若者の居場所事業の実施 担当課：子ども若者政策課		年間利用者数	③目標（値）	4,100人	4,100人	4,100人								
			④実績（値）	4,133人										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
（新）子どもの居場所づくり支援事業補助金の実施 担当課：子ども若者政策課		利用団体数	③目標（値）	4 団体以上	4 団体以上	4 団体以上								
			④実績（値）	7 団体										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		地域福祉推進事業補助金により、昨年度に引き続き、オルタナティブスクールへの支援を行った。子ども・若者の居場所事業では、4,133人（前年度比+13人）の利用者数となり、地域での子ども・若者の居場所の確保の一助となったほか、子どもの居場所づくり支援事業補助金を創設し、これまでの子ども食堂団体のほか、地域の居場所や学習支援を行っている団体についても支援を広げることができた。また、実績値についても目標値を上回る結果となり、居場所の確保を図ることができたため。												
課題等		地域福祉推進事業補助金による幅広い支援の実施に向け周知が必要である。子どもの居場所づくり支援事業補助金については、地域における居場所の更なる確保につなげるため、団体の利用を促進していく必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、補助対象事業者の運営の支援及び周知を実施する。また、子ども・若者の居場所の確保のほか、学習支援、子育て世帯への相談事業を実施し、子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるための支援を行っていく。												

取組No.	2-3-4	重点取組	多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援										
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること		構成計画	地	●	後		高		障
区分	継続												
①事業概要													
居場所等の活動をより活性化するため、市外の居場所事業者等も含めたネットワークを構築し、市内関係団体間との連携を支援します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9							
視察や見学、会議等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標（値）	1 回以上	1 回以上	1 回以上							
			④実績（値）	2 回									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		市内の多世代交流に取り組む団体等が情報交換会（ひとつやねっと）に定期的に2回（前年度同数）出席した。ひとつやねっとにおいて調布・狛江市の居場所のパンフレットを作成し、ネットワークの構築を強化することができたため。											
課題等		居場所等の活動に興味がある方を積極的に情報交換会につなげる。											
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、情報交換会（ひとつやねっと）に定期的に参加し連携を強化する。											

取組No.	2-3-5	重点取組	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規														
①事業概要															
近隣の学校等へのアウトリーチにより、多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」等で活動する団体等と学生とのマッチングを支援し、団体等との連携強化、地域の課題解決力の向上を目指すとともに、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9							
マッチング等支援の実施 担当課：福祉政策課		マッチング回数	③目標（値）	3回以上		3回以上		3回以上							
			④実績（値）	3回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		ふらっとなんぶにおいて、初めて夏の体験ボランティアの受け入れを行い、近隣の高等学校の生徒や大学生にボランティアとして参加してもらうことができた。また、近隣の看護専門学校の実習受け入れも初めて行い、多くの学生に地域づくりの大切さを学んでもらうことができたため。マッチングは3回（前年度比＋1回）													
課題等		学生は授業等があるため、ふらっとなんぶで活動できる時間が限られる。引き続き近隣の学校の学生等に参加してもらう機会を作る必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		夏の体験ボランティアによる学生の受け入れを行うとともに、近隣大学と連携してイベント等に参加してもらう機会を創出する。													

施策No.	2-4	施策	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。
-------	-----	----	---------------------------------------

取組No.	2-4-1	重点取組	地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護支援に関すること
区分	拡充	構成計画	地 後 ● 高 障

①事業概要
 地域住民が意思決定支援を含め、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	2回以上	2回以上	2回以上
		④実績(値)	2回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課	開催回数	③目標(値)	1回以上	1回以上	1回以上
		④実績(値)	1回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		
「評価」の理由	3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各1回、勉強会及びセミナーとして民生委員・児童委員向けに1回実施し、普及・啓発を行ったため。				
課題等	権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、市内権利擁護勉強会等を実施し、権利擁護支援に対する正しい理解の促進を図るため普及・啓発を行っていく。				

取組No.	2-4-2	重点取組	市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施	継続実施		継続実施							
			④実績(値)	継続実施										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上	1 回以上		1 回以上							
			④実績(値)	1 回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。												
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。												

取組No.	2-4-3	重点取組	市民後見人の活躍支援												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
市民後見人の方々に向けて市で開催する権利擁護業務担当者勉強会を積極的にPRし、参加いただくことで、能力の向上と各支援機関と顔と顔の見える関係づくりを目指します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加 担当課：福祉政策課		参加人数	③目標(値)	1人以上	1人以上	1人以上									
			④実績(値)	0人											
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
「評価」の理由		多摩南部成年後見センター主催の市民後見人が参加する後見人連絡会等に粕江市の権利擁護支援事業の担当が出席し、顔と顔の見える関係づくりに寄与したものの、市内権利擁護業務担当者勉強会等への市民後見人の参加には至らなかったため。													
課題等		市民後見人の育成等は多摩南部成年後見センターで行っているため、市、あんしん粕江、多摩南部後見センターと協働して活躍できる体制作りを行っていく必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、多摩南部成年後見センターへ周知を依頼し、市内権利擁護業務担当者勉強会等に市民後見人が参加できるよう促していく。													

施策No.	2-5	施策	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。
-------	-----	----	-------------------------------

取組No.	2-5-1	重点取組	緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進									
担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続											

①事業概要

高齢者の増加に伴い、深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、既存機器の見直しや新たな機器の導入を検討する等、緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業を推進することで、地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
緊急通報装置事業の見直し 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	LTE機器の試験導入	LTE機器の試験導入 LTE機器の本格導入検討	LTE機器の本格導入 (R 8を踏まえた対応)
		④実績(値)	3件		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
新たな装置等の導入 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	新たな装置等の検討	新たな装置等の検討	新たな装置等の調整
		④実績(値)	他自治体の導入状況を基 に検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	緊急通報装置事業の見直しについて、試験導入した機器の利用実績は3件であり、新たな装置等の導入については、他自治体の導入状況を基に検討を行った結果、引き続き他自治体の取組み状況について、更なる情報収集が必要と考えたため。
課題等	引き続き、制度を必要としている高齢者のニーズ把握が必要であり、対象要件の緩和等についても検討が必要である。
令和8年度以降の取組や方針	緊急通報装置事業については、試験導入した機器の利用件数が少なく、引き続き、利用状況を把握したうえで、本格実施について再検討する。また、新たな装置等の導入について、引き続き他自治体の取組み状況について情報収集し、装置の選定及び導入に向けた調整を行う。

取組No.	2-5-2	重点取組	地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
高齢者の増加に伴い深刻化する孤独・孤立の問題の対応に向け、高齢者虐待防止・見守りネットワークに加え、GPSを活用した早期発見の仕組みづくりを行う等、地域住民や事業者等による「ながら見守り」を実施することで、地域における一人暮らし高齢者の見守りを強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9								
地域住民等による「ながら見守り」の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施	「ながら見守り」の実施								
			④実績(値)	「ながら見守り」の実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
GPS等を活用した早期発見の仕組みづくり 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	GPS機器、仕組みづくりの検討	GPS機器、仕組みづくりの調整	GPS機器、仕組みづくりの試行								
			④実績(値)	GPS機器、仕組みづくりの検討										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由	高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定を、新たに2件の事業所と締結するとともに、既存事業所等による「ながら見守り」を実施した。また、GPS機器等を活用した早期発見の仕組みについて、他自治体の事例を参考に事業者への確認調整を行ったため。													
課題等	高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定先とは、協定締結後も定期的に意見交換等を行う必要がある。また、早期発見の仕組みづくりとしてGPS機器等の試行実施に向け、選定・調整等に取り組む必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、「ながら見守り」を実施するとともに、GPS機器等の試行実施に向け、選定・調整等に取り組む。													

施策No.	2-6	施策	認知症の「共生」と「予防」を推進します。
-------	-----	----	----------------------

取組No.	2-6-1	重点取組	認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進									
担当課	高齢障がい課	大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充											

①事業概要

これまで行ってきた認知症支援等の取組を認知症基本法の基本理念を踏まえて整理、継続、不足する取組を追加する等、認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進することで、認知症の「共生」と「予防」を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
既存事業の整理・継続実施 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	都の計画と整合	課題整理	課題対応策検討
		④実績(値)	既存事業の整理と新たな事業の実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
不足する事業の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	基本理念②③の事業継続実施	基本理念②③の事業継続実施	基本理念②③の事業継続実施
		④実績(値)	新たな事業を実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		
「評価」の理由	認知症基本法及び都の計画に沿った既存事業については整理したうえで継続して実施した。また、新規の理解啓発活動として、チームオレンジコーディネート事業において、イベント形式のチームオレンジや、認知症サポーターの希望者向けの実習を1回開催した。				
課題等	国及び都の「認知症施策推進基本計画」に基づき、チームオレンジコーディネート事業の充実を図る等、事業調整を行う必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、「認知症施策推進基本計画」に基づいて既存事業の整理を行うとともに、不足する事業を検討・調整する。				

取組No.	2-6-2	重点取組	認知症に関する理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
共生社会の実現に不可欠な認知症に関する正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を深められるよう、機会を捉えた普及啓発や当事者からの発信機会の創出など、認知症に関する理解啓発活動を実施することで、認知症の「共生」を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
機会を捉えた普及啓発 当事者からの発信機会 担当課：高齢障がい課		講演会等の実施	③目標(値)	講演会等の開催	講演会等の開催		講演会等の開催							
			④実績(値)	普及啓発及び当事者からの発信										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
認知症サポーター養成講座の 開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催		養成講座開催							
			④実績(値)	13回開催										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		認知症サポーター養成講座の開催については、一般市民向け、職域・団体向け及び市職員向けのほか、小学生を対象に「キッズサポーター養成講座」及び「認知症の人の視点をVR体験するイベント」を連続講座として実施し、当事者からの発信としてインタビュー動画を放映した。また、チームオレンジを開催運営することで、当事者からの発信機会の創出につなげたため。												
課題等		より多くの市民に認知症に関する正しい知識と理解を深めてもらえるよう、継続的に理解啓発活動を実施することが必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、認知症に関する理解啓発活動を実施するとともに、認知症サポーター養成講座を開催する。												

取組No.	2-6-3	重点取組	認知症サポーター（キッズサポーター）の養成									
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続											
①事業概要												
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症サポーター（キッズサポーター）養成講座を開催する等、地域等における認知症の方やその家族に対する支援を担う認知症サポーター（キッズサポーター）を養成することで、認知症の共生を推進します。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9						
（再掲）認知症サポーター養成講座の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	養成講座開催	養成講座開催	養成講座開催						
			④実績(値)	13回開催								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
キッズサポーター養成講座の拡大 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	養成講座拡大	養成講座拡大	養成講座拡大						
			④実績(値)	拡充実施								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している								
「評価」の理由		認知症サポーター養成講座については、13回（前年度比＋2回）開催し、前年度を上回る実績となった。また、キッズサポーター養成講座については、新たに小学生を対象に「キッズサポーター養成講座」及び「認知症の人の視点をVR体験するイベント」を連続講座として1回実施し、学童保育等にも出張講座として3回実施したため。										
課題等		キッズサポーター養成講座の拡大については、小・中学校の児童・生徒を幅広く取り込むことが必要である。										
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、キッズサポーター養成講座の拡大調整を図る。										

取組No.	2-6-4	重点取組	チームオレンジの活動支援・新設										
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること		構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充												
①事業概要													
認知症の方が地域で自立し、安心して暮らしていける地域づくりに向け、認知症の方やその家族の悩み・生活支援ニーズを支援者につなぐ核となる認知症サポーターステップアップ講座を開催する等、チームオレンジの活動を支援するとともに、新たなチームオレンジを設立することで、認知症の共生を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	講座開催	講座開催	講座開催							
			④実績(値)	開催									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
チームオレンジの新設 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	新設検討及び調整	新設検討及び調整	新設検討及び調整							
			④実績(値)	検討									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持									
「評価」の理由		認知症サポーターステップアップ講座については、引き続き連続講座として1回実施し、チームオレンジの活動に向け、より実践的な内容とした。また、チームオレンジについては、チームオレンジコーディネート事業の取組の中で、立ち上げに向けた検討・調整を実施したため。											
課題等		認知症サポーターステップアップ講座については、引き続き、より多くの受講者を地域におけるチームオレンジの活動につなげる仕組みづくりが必要である。また、チームオレンジの新設については、未設置の圏域における長期に亘る立上げ支援が必要である。											
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、認知症サポーターステップアップ講座を継続実施するとともに、チームオレンジの立上げや運営活動について長期的な支援を実施する。											

取組No.	2-6-5	重点取組	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修義務化等、認知症への対応力向上に向けた取組を推進するとともに、認知症の方や要介護者が住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを今後の在り方に基づき確保・整備する等、認知症の特性を踏まえた介護サービスを提供・確保することで、認知症の「共生」を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8			R 9						
地域密着型サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進			次期介護保険事業計画に基づくサービスの整備・推進						
			④実績(値)	公募2回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		令和6年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和7年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、2回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかったため。												
課題等		看護小規模多機能型居宅介護の新設については、近年の物価高騰や経営面の課題もあるため、展開を検討しうる事業者へ情報が行き届くよう、周知方法に工夫が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		認知症に特化した地域密着型サービスは、令和6年4月に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を開設したことも踏まえ、引き続き、効果的な周知方法を検討しながら、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施していく。												

取組No.	2-6-6	重点取組	認知症予防事業の拡充											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
これまで実施してきた認知症予防事業を継続して実施するとともに、認知症予防に効果的なフレイル予防等の拡充実施や、早期発見・早期診断・対応に向けた認知症検診の実施に向けた検討を進める等、認知症予防事業の拡充を行うことで、認知症の予防を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
ヒアリングフレイル予防拡充実施と補聴器補助事業 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						
			④実績(値)	拡充実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
認知症検診の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		関係者との調整		試行実施						
			④実績(値)	検討及び調整										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		ヒアリングフレイル予防イベント講演内容の拡充（耳リラックス体操を追加）及び補聴器補助を継続実施するとともに、認知症検診事業の試行実施に向けた実施体制について、検討・調整を行った。また、高齢・介護保険に関する次期計画改定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、今後の検診実施に向けたニーズの把握を行ったため。												
課題等		ヒアリングフレイル予防イベントについては、聞こえのチェックや専門家に対する相談希望者が多いため、今後の体制整備や拡充調整が必要である。また、認知症検診事業については、試行実施に向けた関係機関との調整や、実施体制の構築が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		ヒアリングフレイル予防イベントを拡充実施するとともに、認知症検診事業の試行実施に向けた関係機関との調整や、実施体制の構築を行う。												

施策No.	2-7	施策	障がい者理解を推進します。									
-------	-----	----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	2-7-1	重点取組	当事者が講師等となる理解啓発活動の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
市民活動支援センターと連携し、当事者を講師とした講習会や障がい体験を通して、障がい者がどういったことに困るのかといったことや、配慮事項を学ぶ理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
当事者が講師となる講演会・講座等の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	試行実施	本格実施	本格実施									
			④実績(値)	試行実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
児童・生徒に対する出前授業等の実施 担当課：高齢障がい課		回数	③目標(値)	2回	6回	6回									
			④実績(値)	6回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		当事者が講師となり、6回（緑野小2回、六小2回、三小1回、一中1回）の体験学習を実施したため。視覚や聴覚の障がいがある方や電動車椅子に乗っている方の生活を知るとともに、視覚障がいや車椅子の体験をすることで、様々な立場の方々を知り、児童・生徒が障がいについて考えるきっかけとなった。													
課題等		精神障がいや発達障がいに関する授業の実施													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、学校と市民活動支援センターと連携しながら事業を実施するとともに、様々な障がいに関する授業の実施についても検討する。													

取組No.	2-7-2	重点取組	障がい者週間等における理解啓発活動の実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること		構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充													
①事業概要														
障害者差別解消法に基づく共生社会の実現に向け、市内の事業所や市民団体の意見を聴きながら事業所の製品販売等、障がい者週間や共催事業等における理解啓発活動を実施することで、障がい者理解を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9								
当事者理解を深める講座等の実施 担当課：高齢障がい課	講座等の実施	③目標（値）		実施	実施	実施								
		④実績（値）		実施										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
障がい者週間等における事業所活動や製品の紹介 担当課：高齢障がい課	展示等の開催	③目標（値）		開催	開催	開催								
		④実績（値）		開催										
		⑤進捗状況評価		A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		障がい者週間において、障がい福祉サービス事業所の自主製作品を販売するとともに、視覚障がい者の歩行をサポートする機器の屋内体験会を開催した。当事者も参加したブラインドマラソン伴走者養成研修や、商工会と連携して粕江市内手話理解促進講演会と商工会全加盟店舗での手話接客に向けた研修会を共催し、障がいの理解の推進に取り組んだ。												
課題等		障がい者の生活を支援する機器の紹介は、ニーズの確認が難しく、紹介する機器の選定が課題												
令和8年度以降の取組や方針		当事者団体等にも意見を聞き、紹介する機器の選定を進める。												

取組No.	2-7-3	重点取組	障がい者福祉施設の自主製品の販売												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
障がいを理由とする差別の解消や共生社会の実現に向け、障がい者週間や上手いもの市等における販売等、障がい者福祉施設の自主製品の販売を行うことで、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9								
上手いもの市の開催 担当課：高齢障がい課	市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と答えた人の割合	③目標(値)		20%以下	20%以下		20%以下								
		④実績(値)		10%											
		⑤進捗状況評価		A：進捗している											
ほこみち事業を活用した販売等の新たな販売機会の検討 担当課：高齢障がい課	新たな取り組みの実施	③目標(値)		実施	実施		実施								
		④実績(値)		実施											
		⑤進捗状況評価		A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由	市内の障がい福祉サービス事業所を「1つも知らない」と回答した人の割合は、10%となり、前年度より4ポイント改善したため。5月と10月に上手いもの市を開催し、市民を対象とした障がい者理解の促進と市内障がい者施設の認知度向上に取り組んだ。ほこみちでは、3月28日に共催事業として、パラアート展と自主製作品の販売を行ったため。														
課題等	人通りの多い場所の確保、常設の販売場所の確保														
令和8年度以降の取組や方針	狛江駅周辺の工事が完了したため、人通りの多い狛江駅改札付近での販売を検討する。														

取組No.	2-7-4	重点取組	合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	★
区分	拡充														
①事業概要															
障害者差別解消法の改正により、事業所等による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・啓発することで、社会全体での合理的配慮の必要性を広める等、障がい者理解を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8		R 9								
企業・商店への周知・啓発 担当課：高齢障がい課		周知の実施	③目標（値）	実施	実施		実施								
			④実績（値）	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		商工会や狛江市聴覚障害者協会と連携し、6月22日に「東京2025デフリンピックに向けた狛江市内手話理解促進講演会」と、商工会全加盟店舗向けに「手話接客に向けた研修会」を開催し、聞こえない方や聞こえづらい方への対応について、周知・啓発を図ったため。													
課題等		商店等での合理的配慮の推進													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き商工会等の関係機関と連携しながら合理的配慮の提供について推進していく。													

年度	令和7(2025)
基本目標	社会参加を進めるシステムづくり

施策No.	3-1	施策	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。
-------	-----	----	---------------------------------

取組No.	3-1-1	重点取組	聞こえが困難なこと等によりコミュニケーション障がいのある市民へのユニバーサルコミュニケーション支援の推進												
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
聞こえが困難なこと等により、コミュニケーションに障がいのある市民に向けた遠隔手話通訳（QRコード利用）を導入し、ユニバーサルコミュニケーション支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
遠隔手話通訳（QRコード利用）の導入及び活用 担当課：福祉政策課・高齢障がい課		機器の導入	③目標(値)	導入		活用		活用							
			④実績(値)	導入											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		8月から聴覚障がい者等による電話の利用を可能にする「手話リンク」を、10月から庁舎や市の関連施設で遠隔手話通訳及び文字による意思疎通支援サービスを導入したため。													
課題等		遠隔手話通訳等のサービスの利用促進を図る必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		市職員を対象とした利用促進に取り組む。													

取組No.	3-1-2	重点取組	「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材等2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した心のバリアフリーの普及啓発の推進												
担当課	福祉政策課・高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	●
区分	新規														
①事業概要															
「心のバリアフリー」を学ぶ教材等を用いて「障がいの社会モデル」の理解、障がいのある人への不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないことの徹底、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培い、心のバリアフリーの普及啓発を推進するために、児童・生徒に対する出前授業等を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
心のバリアフリーの普及啓発（児童・生徒に対する出前授業等の実施） 担当課：福祉政策課		研修の実施	③目標(値)	実施	実施	実施									
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
ユニバーサルマナー講習会の開催 担当課：高齢障がい課		講習会の実施	③目標(値)	児童・生徒に対する出前授業等の実施への変更	—	—									
			④実績(値)	6回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		「心のバリアフリー」を学ぶ教材を用いて、三小及び六小において出前授業を実施したため。六小では、当事者の方による授業や車椅子体験も同時に実施し、心のバリアフリーの普及啓発に努めた。また、小学4年生を中心に、6回（緑野小2回、六小2回、三小1回、一中1回）の体験学習を実施したため。視覚や聴覚の障がいがある方や電動車椅子に乗っている方の生活を知るとともに、視覚障がいや車椅子の体験を通じ、様々な立場の方々を知り、児童・生徒が障がいについて考えるきっかけとなった。													
課題等		都が新たに、「心のバリアフリー」の資料を作成したことを受け、より分かりやすい心のバリアフリーの授業資料作成に努める必要がある。また、精神障がいや発達障がいに関する授業の実施についても課題がある。													
令和8年度以降の取組や方針		「心のバリアフリー」に関する出前授業を実施し、「心のバリアフリー」の普及啓発を推進する。引き続き学校と市民活動支援センターと連携しながら事業を実施するとともに、様々な障がいに関する授業の実施についても検討する。													

施策No.	3-2	施策	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	3-2-1	重点取組	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	拡充														
①事業概要															
伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じたニーズの把握結果から、社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、また、その世帯等に対し、社会とのつながりを作るための支援を実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
CSW等による参加支援事業の推進 担当課：福祉政策課		ケースに応じたつながりの回数	③目標(値)	適宜		適宜		適宜							
			④実績(値)	4回											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		ひきこもり当事者や孤独・孤立状態にある方に対し、多世代・多機能型交流拠点等を通じて、作品の展示、ボランティア活動、当事者会への参加等の機会を提供し、個々のニーズに応じた社会参加や社会とのつながりづくりを支援したため。つながりの回数4回（前年度比同数）													
課題等		支援の接点となる場にアクセスできない方が一定数存在している。そのため、支援につながる場の充実に加え、場に直接アクセスがなくとも社会とつながりを持てる仕組みの構築が求められる。													
令和8年度以降の取組や方針		地域の様々な団体・機関と連携して、多様な社会参加の場を提供する機会を作っていく。													

施策No.	3-3	施策	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	3-3-1	重点取組	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進									
担当課	福祉政策課	大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	新規											

①事業概要

権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図るため、重層的支援会議等にあんしん狛江の職員が参加するとともに、身寄りのない本人等への権利擁護支援を実施するため、狛江市単身高齢者等支援事業の実施を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 担当課：福祉政策課	実施状況	③目標（値）	実施	継続実施	継続実施
		④実績（値）	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課	ケースに応じた参加	③目標（値）	適宜	適宜	適宜
		④実績（値）	0回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、切れ目のない支援を図ることができたため。また、重層的支援会議等については、権利擁護支援に関する内容が無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。
課題等	単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。
令和8年度以降の取組や方針	頼れる身寄りがない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかりと捉えることにより、切れ目のない支援を図る。また、あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。

施策No.	3-4	施策	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。
-------	-----	----	------------------------------

取組No.	3-4-1	重点取組	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
自治会、老人クラブ等、従来の活動の場の縮小に加え、コロナ禍で低下した地域活動への参加向上に向け、新たな元気高齢者（アクティブシニア）向け事業の実施や、地域で継続的に参加・活動できる環境の整備等、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備や事業を充実させることで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
元気高齢者向け事業の実施 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の試行実施		シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の本格実施		シルバーディスコ事業の継続実施及び検討結果に基づく新規事業の継続実施							
			④実績(値)	シルバーディスコ事業の実施及び新規事業の試行実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
地域で継続的に参加・活動できる環境整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施							
			④実績(値)	シニアふれあい食堂の実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		「シルバーディスコ事業」について、会場運営方法の課題改善を図り、継続実施するとともに、新たなアクティブシニア支援事業として、介護予防・フレイル予防にも有効な「ディスコダンス教室」を試行実施した。また、地域で継続的に参加・活動できる環境整備として、「シニアふれあい食堂」、「老人福祉センターの運営」、「老人クラブ補助金」、「シルバー人材センター補助金」等の従前事業についても、継続実施したため。													
課題等		今後も、様々なニーズに合わせたアクティブシニア向け事業の開拓が必要である。													
令和8年度以降の取組や方針		「シルバーディスコ事業」及び「シニアふれあい食堂」等を継続実施するとともに、引き続き、高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備を促進する。													

取組No.	3-4-2	重点取組	高齢者の就労、社会参加、生きがいつくりの支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														
①事業概要															
人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせる社会の実現に向け、シニア・プレシニアが、自らの希望に応じた就労やボランティア等の活動への参加を支援する等、高齢者の就労、社会参加、生きがいつくりを支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9								
（仮称）シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントの実施 担当課：高齢障がい課		参加者数	③目標(値)	継続実施	継続実施		継続実施								
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
シニアふれあい食堂の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	シニアふれあい食堂の継続実施	シニアふれあい食堂の継続実施		シニアふれあい食堂の継続実施								
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		高齢者の就労、社会参加、生きがいつくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」を1回実施し、35人（前年度比△11人）が参加した。また、高齢者の生きがいつくりや地域での参加活動の場として、「シニアふれあい食堂」を毎月1回継続実施したため。													
課題等		シニア・プレシニアの社会参加活動応援イベントについては、継続的に実施することが必要である。また、「シニアふれあい食堂」については、新たな運営団体等の開拓が必要である。													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、高齢者の就労、社会参加、生きがいつくりの支援として、「高齢者就労的活動マッチング事業」及び「シニアふれあい食堂」を実施する。また、「シニアふれあい食堂」については、新たな運営団体等を開拓する。													

取組No.	3-4-3	重点取組	シルバー人材センターの運営支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実に向け、シルバー人材センターへの補助や活動の周知を行う等、高齢者の就労的活動の中核を担うシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を促進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
シルバー人材センター補助 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施									
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
広報等による活動の周知・啓発 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施									
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		シルバー人材センターへの補助を継続実施するとともに、広報等による活動の周知・啓発を行ったため。													
課題等		高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を継続的に促進する方法が必要である。													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、シルバー人材センターへの補助を行うとともに、広報等による活動の周知・啓発を行う。また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を継続的に促進する方法を模索する。													

施策No.	3-5	施策	障がい者の情報保障を推進します。
-------	-----	----	------------------

取組No.	3-5-1	重点取組	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信の強化									
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること	構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充											

①事業概要

障がいのある方の意思疎通、情報取得、利用のための手段の適切な確保・拡充に向け、点字封筒や当事者向けのスマホ教室を実施する等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴う情報発信を強化することで、障がい者の情報保障を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
視覚障がい者に向けた周知方法等の検討 担当課：高齢障がい課	導入数	③目標（値）	点字封筒の導入 （福祉保健部 2 課）	点字封筒の利用拡大 （福祉保健部）	点字封筒の全庁導入の検討
		④実績（値）	福祉保健部 2 課		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		

「評価」の理由	引き続き、福祉相談課相談支援係と高齢障がい課障がい者支援係で点字入りの封筒を作成・活用したため。
課題等	各課ごとに作成している封筒は、受注業者によって点字入り封筒に対応していない場合がある。
令和 8 年度以降の取組や方針	既存の封筒に点字を追加する方法等を検討する。

取組No.	3-5-2	重点取組	視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
手話通訳・要約筆記者の派遣や磁気ループの活用等、障がいのある方への情報保障を支援する機器の提供や制度を継続して実施するとともに、当事者向けスマホ教室の実施や新たな支援機器等の紹介・活用支援を行うなど、視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活躍を支援することで、障がい者の情報保障を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9								
当事者向けスマホ教室の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	聴覚障がい者向け	視覚障がい者向け		視覚・聴覚障がい者向け								
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
新たな支援機器等の紹介・活用支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	障害者週間等における展示会等の実施	障害者週間等における展示会等の実施		市役所窓口及び電話での遠隔手話サービスの継続								
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		令和6年度から継続して視覚障がい者を対象にしたスマホ教室を開催するとともに、新たに聴覚障がい者を対象としたスマホ教室及び視覚障がい者の歩行をサポートする機器の屋内体験会を開催したため。													
課題等		視覚障がい者のスマホ教室は、令和6年度から実施しており、令和7年度は定員4人に対して参加者は2人であった。													
令和8年度以降の取組や方針		今後のスマホ教室の実施は、当事者団体とニーズについて確認しながら今後の事業展開を検討する。													

年度	令和 7 (2025)
基本目標	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	4-1	施策	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。
-------	-----	----	---------------------------

取組No.	4-1-1	重点取組	居住支援協議会による相談支援機能の強化											
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	拡充													
①事業概要														
身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。（福祉政策課・まちづくり事業課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課		前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%	60%		65%							
			④実績(値)	54%										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		住宅確保要配慮者からの相談予約は、相談可能枠36件中、24件の相談を受け付け、毎月平均2枠分の予約が埋まった。相談員の相談及び協力不動産店の連携により、13件解決することができた。また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えることができたため。												
課題等		解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとする。相談者の当制度に対する認識齟齬を減らす必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		予約受付の際に相談者へのヒアリング力を強化し、公営住宅を希望していないか、家賃支払い能力があるか等の聞き取りや事業の適切な説明を行い、相談者の当制度に対する認識齟齬の軽減を図る。												

取組No.	4-1-2	重点取組	身寄りのない市民等への支援体制の強化											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施	継続実施		継続実施							
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施	継続実施		継続実施							
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	拡充	継続実施		継続実施							
			④実績(値)	拡充										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、医療・福祉施設等への入院・入所手続に関する相談、死後事務に関する相談、日常生活に関する相談などの各種相談支援を実施し、切れ目のない支援を図ることができた。												
課題等		単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかりと捉えることにより、切れ目のない支援を図る。												

施策No.	4-2	施策	ケアラーを支援する体制整備を推進します。
-------	-----	----	----------------------

取組No.	4-2-1	重点取組	ケアラーに関する情報提供、相談支援窓口の周知									
担当課	子ども家庭課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規											

①事業概要

ヤングケアラーに関する情報を発信することで自身がケアラーである自覚を持つ機会を創出するとともに、ケアラーの認知度を高め、本人や周囲の大人が困りごとを相談できる窓口を周知し、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
相談窓口の情報発信 担当課：子ども家庭課	実施状況	③目標（値）	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知	ヤングケアラー相談窓口の周知
		④実績（値）	ヤングケアラー実態調査の実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由 市内小学校5・6年生、市内中学校、高校生世代を対象にヤングケアラー実態調査を実施し、ヤングケアラーの周知・啓発を行うとともに、相談希望のある子どもとの面接を実施し適切な支援につなげたため。

課題等 「ヤングケアラー」という言葉の認知が小学生・中学生で低いこと、自己認識が難しいために潜在的に困難を抱える子どもが把握されにくいこと、また、相談経験が少なく支援にたどりつけていないこと。

令和8年度以降の取組や方針 小学生・中学生に向けた理解の促進を図るとともに、広く市民に対しても周知啓発をしていくほか、身近な相談窓口の周知や相談しやすい環境を整えていく。実態調査を今後も実施し、支援が必要と思われる子どもや家庭の早期発見に努める。

取組No.	4-2-2	重点取組	重層的支援体制整備事業を活用したケアラー支援体制の整備												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
様々な事情や課題を抱えたケアラーの早期発見・早期支援を行うため、重層的支援体制整備事業（福祉のつなぐシート登録システム）を活用し、つなぎの重層化を図ることにより、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制を構築します。 切れ目のない相談支援体制を構築するため、福祉のつなぐシート登録システムの活用を庁内窓口のみならず、民間事業者にも広く拡大します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9								
（再掲）福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等の拡大 担当課：福祉政策課		市内登録事業者数（累積）	③目標(値)	25事業者以上	30事業者以上		35事業者以上								
			④実績(値)	69事業者											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		学童保育所支援員会議や郵便局長会議等、数多くの関係者が集まる会議体を通じて「福祉のつなぐシート」について説明をし、児童福祉施設や金融機関等へ導入いただけたことから、目標値を44事業者上回る福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等（以下、「市内登録事業者」という。）を確保できた（69事業者（前年度比+41事業者）のうち、新規は41事業者（前年度比+24事業者））。また、9件（前年度比△2件）の「つなぎ」のうち活用民間事業者等から5件（前年度比同様）の「つなぎ」を実現できたため。													
課題等		活用民間事業者等を増やすことができたが、つながった案件が少なかった。													
令和8年度以降の取組や方針		幅広い市内登録事業者に活用いただけるよう、使用感に対するヒアリングを行い、より利活用しやすいシステム構築を検討する。													

取組No.	4-2-3	重点取組	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
孤立感や、孤独感を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えたケアラーの方々のニーズに合わせた当事者同士の集いの場を適宜確保し、対象者を集いの場につなぎます。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ 担当課：福祉政策課		場の確保 または つなぎの実施	③目標(値)	適宜		適宜		適宜							
			④実績(値)	3回											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		ひきこもり家族会主催による講演会を通じ、市内のひきこもりに関わるケアラーの交流機会を創出した。併せて、グリーンサポートの観点から、ケアラーを当事者同士の集いの場へつなぐ支援を行ったため。場の確保またはつなぎの実施3回（前年度比同数）													
課題等		参加者の減少や高齢化により、家族会単体で講演会の実施や周知活動を継続していく体制が弱まっている。													
令和8年度以降の取組や方針		市内にある各ひきこもり家族会と協働し、家族会の認知度向上と参加者増加のための後方支援を行う。													

施策No.	4-3	施策	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。
-------	-----	----	--------------------------------------

取組No.	4-3-1	重点取組	(再掲) 居住支援協議会による相談支援機能の強化									
担当課	福祉政策課・まちづくり事業課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充											

①事業概要

身寄りのない市民等を含む住宅確保要配慮者に対して、住宅供給の促進を目的としている狛江市居住支援協議会が「住まい探しの相談窓口」事業を実施します。(福祉政策課・まちづくり事業課)

②施策に関する具体的な事業や取組

事業(取組)内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
(再掲) 住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施 担当課：福祉政策課・まちづくり事業課	前年度に受け付けた相談者の解決率	③目標(値)	55%	60%	65%
		④実績(値)	54%		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	住宅確保要配慮者からの相談予約は、相談可能枠36件中、24件の相談を受け付け、毎月平均2枠分の予約が埋まった。相談員の相談及び協力不動産店の連携により、13件解決することができた。また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入したため、よりマッチングに資する体制を整えることができたため。				
課題等	解決件数を増やし、住宅確保要配慮者への支援を十分なものとする。相談者の当制度に対する認識齟齬を減らす必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	予約受付の際に相談者へのヒアリング力を強化し、公営住宅を希望していないか、家賃支払い能力があるか等の聞き取りや事業の適切な説明を行い、相談者の当制度に対する認識齟齬の軽減を図る。				

取組No.	4-3-2	重点取組	(再掲) 身寄りのない市民等への支援体制の強化												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	新規														
①事業概要															
身寄りのない高齢者等への支援体制を強化するため、狛江市単身高齢者等支援事業を社協とともに実施します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 身元保証を代替する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
(再掲) 死後事務に関する支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	実施		継続実施		継続実施							
			④実績(値)	実施											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
(再掲) 日常生活支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	拡充		継続実施		継続実施							
			④実績(値)	拡充											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している											
「評価」の理由		頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を10月から開始し、医療・福祉施設等への入院・入所手続に関する相談、死後事務に関する相談、日常生活に関する相談などの各種相談支援を実施し、切れ目のない支援を図ることができた。													
課題等		単身高齢者等支援事業の相談件数が低調であるため、周知の方法等を模索する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		頼れる身寄りがいない方に対するサービスである単身高齢者等支援事業を、より有意義な事業とするため、利用者アンケート等で潜在的なニーズをしっかりと捉えることにより、切れ目のない支援を図る。													

施策No.	4-4	施策	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます
-------	-----	----	------------------------------

取組No.	4-4-1	重点取組	受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編									
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること	構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充											

①事業概要

多様なニーズに合致した福祉カレッジのプログラムを導入し、多様な福祉人材の確保・育成を目指します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
多様なプログラムの導入 担当課：福祉政策課	満足度	③目標(値)	80%以上	80%以上	80%以上
		④実績(値)	100%		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	基礎講座においては定員15名に対して11名が修了した。ステップアップ講座においては定員10名に対して4名が修了した。両講座ともに修了生が、新たな地域活動を始めている。講座修了後の受講者アンケートでは、100%（前年度比+8ポイント）の満足度を得られたため。				
課題等	ステップアップ講座において、急な欠席等により修了要件を満たせず、修了に至らない受講生が発生した。受講生のニーズに応じた内容や運営方法の見直しを行い、参加しやすい講座づくりが求められる。				
令和8年度以降の取組や方針	ステップアップ講座では、テーマを「障がい」から「高齢」へと変更し、新たな地域人材の創出につなげるとともに、終了要件の見直し等、参加しやすい講座づくりを進める。				

取組No.	4-4-2	重点取組	(再掲) 市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成・養成												
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	拡充														
①事業概要															
市、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見人、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援の実施 担当課：福祉政策課		実施状況	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施							
			④実績(値)	継続実施											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
(再掲) 地域住民に対するセミナー等の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	1 回以上		1 回以上		1 回以上							
			④実績(値)	1 回											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民と専門機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員へ研修を通じてを普及・啓発を行ったため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、あんしん狛江、多摩南部成年後見センターで候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を実施し、地域住民に対して、学び講座等を含めて権利擁護支援事業を普及・啓発していく。													

取組No.	4-4-3	重点取組	介護人材確保対策の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）							
			④実績(値)	4人（初任者研修） 7人（実務者研修）											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
新たな助成・支援対策の検討 及び実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）							
			④実績(値)	1人（専門員実務研修） 2人（専門員現任研修） 0人（専門員更新研修） 0人（主任専門員研修） 3人（主任専門員更新研修）											
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				C：あまり進捗していない											
「評価」の理由		実務者研修は目標値に達したが、直近3年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達しなかった。しかし、特定施設入居者生活介護を含む新たな種類の事業者から問い合わせ、申請があるなど、助成の活用が広がっている。また、令和7年度から新たに介護支援専門員研修の受講費助成を実施し、申請があった。													
課題等		更なる助成制度の活用に向けた周知を行う必要がある。また、介護支援専門員の資格更新や研修に係る負担は全国的に課題とされており、制度の運用にあたり国の動向にも注視する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		現状の制度に加え、新たな助成について周知等を引き続き行い、助成制度の利用を促す。													

施策No.	4-5	施策	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	4-5-1	重点取組	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														

①事業概要

権利擁護支援を総合的に担う中核機関の「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」、「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの場面・機能を、社協が有機的に実施できるよう、市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて、具体的な検討・協議を行う場を設けます。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
支援・検討会議の実施（試行も含む） 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標（値）	1回以上	1回以上	1回以上
		④実績（値）	1回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	権利擁護小委員会からの意見を踏まえ、10月30日に実施した権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、支援につながることができたため。				
課題等	支援・検討会議を実施する中核機関の体制整備がなされていない。				
令和8年度以降の取組や方針	支援・検討会議を実施する中核機関の体制を整備するまで、引き続き、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会において、試行を含めた支援・検討会議を実施する。				

取組No.	4-5-2	重点取組	専門職団体との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所等、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
(再掲) 市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課		開催回数	③目標(値)	2回以上		2回以上		2回以上						
			④実績(値)	2回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
専門職団体との連絡会への出席 担当課：福祉政策課		出席回数	③目標(値)	5回以上		5回以上		5回以上						
			④実績(値)	8回										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、顔と顔が見える関係に寄与したため。												
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		引き続き、東京都等が開催する関係者連絡会への出席や市内権利擁護業務担当者勉強会を開催し、議論等を通して、それぞれの役割を理解し、機能強化のための認識や方向性の共有を行う。												

施策No.	4-6	施策	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。									
-------	-----	----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-6-1	重点取組	社会状況の変化に合わせた事業の再構築												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、これまでの老人福祉事業や既存資源等の再構築を行うなど、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
老人福祉事業や既存資源等の再構築 担当課：高齢障がい課	—	③目標（値）	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討	スマホ相談所の継続運営 他の新規事業の検討
		④実績（値）	事業の新設等を行った		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		

「評価」の理由	高齢者のデジタルデバインド解消を推進するため、「スマホ相談所」を92回継続運営するとともに「高齢者スマートフォン購入費助成事業」を新設し、90件の助成金を交付することができた。また、生活支援体制整備協議会において、「救急情報シート」及び「救急医療情報キット」の配布について協議を重ね、試行実施に向けた取組みを行ったため。
---------	--

課題等	今後も、社会情勢等の変化に合わせた既存事業の再構築や既存資源の整理が必要である。
-----	--

令和8年度以降の取組や方針	引き続き、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図る。
---------------	--------------------------------------

取組No.	4-6-2	重点取組	個々のニーズに対応した生活支援体制整備											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充													
①事業概要														
単身や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備やインフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備など、個々のニーズに対応した生活支援体制を整備することで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	調整	調整		試行実施							
			④実績(値)	調整										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
インフォーマルサービスも含めた地域の受け皿整備 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	調整	調整		調整							
			④実績(値)	検討										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持										
「評価」の理由		生活支援体制整備協議会において、「救急情報シート」及び「救急医療情報キット」の配布について協議を重ね、試行実施に向けた取組を行ったため。また、地域の受け皿整備として、インフォーマルサービスについても検討したため。												
課題等		既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備について調整を図るとともに、インフォーマルサービスを含めた地域の受け皿については、長期的な検討が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		地域における課題について、生活支援体制整備協議会にて協議した結果に基づき、高齢者の生活支援サービスの充実を図る。また、インフォーマルサービスについては、長期的な検討を行う。												

取組No.	4-6-3	重点取組	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援										
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること	構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充												
①事業概要													
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、高齢者で深刻化しているデジタルデバイドによる生活不安の解消に向け、スマホ相談を実施するなど、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援を行うことで、社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9								
スマホ相談所の定期開催 （週2回） 担当課：高齢障がい課	相談件数	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施								
		④実績(値)	週2回の定期開催										
		⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由	高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を92回継続運営し、数多くの相談に対応をすることができたため。												
課題等	こまポや東京アプリをはじめとするデジタル事業の増加に伴い相談ニーズも多様化し、併せてスマホ相談の機会拡大を含めた運営方法等の検討が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援として、「スマホ相談所」を運営する。												

施策No.	4-7	施策	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。									
-------	-----	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-7-1	重点取組	介護予防、フレイル予防の推進												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充														

①事業概要

人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、コロナ禍等で深刻化した閉じこもりや心身機能の低下、うつ病の進行等の解消に向け、これまで行ってきた介護予防に加え、フレイル予防事業の拡充や地域における運動習慣の定着化に向けた環境を整備するなど、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
フレイル予防事業の拡充 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	ヒアリングフレイル予防の 周知・啓発、事業拡充	ヒアリングフレイル予防の 周知・啓発、継続実施	ヒアリングフレイル予防の 周知・啓発、継続実施
		④実績(値)	事業拡充		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
地域における運動習慣の定着 化に向けた環境整備 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	高齢者運動推進員養成講 座を継続実施	高齢者運動推進員養成講 座を継続実施	高齢者運動推進員養成講 座を継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			A：進捗している		

「評価」の理由	介護予防・フレイル予防の一環として「ヒアリングフレイル予防事業」を2回開催（計34名参加）するとともに、耳のリラックス体操を加えて事業の拡充に取り組んだ。また、地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備として、「高齢者運動推進員養成講座」を前期（全12回、延べ59名参加）・後期（全12回、延べ45名参加）とフォローアップ講座（全6回、延べ94名参加）を継続実施したため。											
課題等	高齢化の進展に伴い、ヒアリングフレイル予防事業をはじめとした介護予防事業のニーズは今後も高まる見込みである。また、地域における運動習慣を定着化するためには、運営主体となる実施団体の養成や支援が課題である。											
令和8年度以降の取組や方針	「ヒアリングフレイル予防事業」については、今後も内容の充実を図りながら継続して実施する。また、地域における運動習慣の定着化に向けた他の環境整備も検討・調整する。											

取組No.	4-7-2	重点取組	アクティブシニア支援事業の検討及び実施											
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	新規													
①事業概要														
人生100年時代を迎え、高齢者も含めた全ての世代の人が元気に、そして安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、介護予防・フレイル予防のみならず、プレシニア及び元気高齢者の健康維持や生きがい活動にもつながる取組を行うなど、アクティブシニア支援事業を検討、実施することで、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
シルバーディスコ事業の実施 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	継続実施		継続実施		継続実施						
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
アクティブシニア事業の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	ディスコダンス教室の試行実施		ディスコダンス教室の本格実施		ディスコダンス教室の継続実施						
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由	令和6年度のシルバーディスコ事業は、会場の広さや防音対策等が課題となったため、令和7年度は西河原公民館多目的ホールを会場として実施した（参加者約100人）。新たなアクティブシニア支援事業として、介護予防・フレイル予防にも有効なディスコダンス教室（全10回講座）を試行実施した。													
課題等	シルバーディスコ事業は、参加希望者数が多い事業であり、令和7年度の実施結果を踏まえてより広い会場を確保するなど、更なる会場運営方法の改善が必要である。													
令和8年度以降の取組や方針	元気高齢者及びプレシニアを対象とした「シルバーディスコ事業」を継続実施するとともに、令和7年度に試行実施した「ディスコダンス教室」を本格実施する。													

取組No.	4-7-3	重点取組	保健事業と介護予防の一体化事業の実施											
担当課	高齢障がい課・保険年金課・健康推進課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	新規													
①事業概要														
保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、KDBシステム等により健康課題の分析や対象者の把握を行い、対象者の健康課題につなげます。（高齢障がい課・保険年金課） 心身の機能が低下している方に対して、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護状態となることを予防します。（健康推進課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9								
保健事業と介護予防事業の一体的実施 担当課：高齢障がい課・保険年金課		—	③目標(値)	実施	継続実施	継続実施								
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
健康セミナー 担当課：健康推進課		新規健康セミナー参加者割合	③目標(値)	35%	35%	35%								
			④実績(値)	38.0%										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している										
「評価」の理由		保健事業と介護予防の一体的実施は、地域包括支援センターを中心にポピュレーションアプローチを実施し、フレイル予防の視点を取り入れた支援を令和7年度は1,286人に対して実施するなど、一体的実施の基盤整備が進んでいる。また、ハイリスク者に対する介入では、約7割に体力の改善がみられるなど、身体機能向上の効果が確認された。課題はあるが、全体としては着実に進捗している。 健康セミナーは、広報・市内掲示板、ホームページによる周知により、健康セミナーの新規参加者割合は目標値を上回る38%（前年度35%）を達成した。参加者の固定化を防ぎ、新たな層への介護予防の普及啓発を行うことができた。												
課題等		保健事業と介護予防の一体的実施については、取組が一部事業にとどまり、他事業への展開や未参加者への対応、効果の持続性の検証には課題が残る点が課題である。 健康セミナーについては、単発の参加に留まらず、健康増進室の継続利用の定着につながっているかデータによる追跡・分析が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		保健事業と介護予防の一体的実施については、ポピュレーションアプローチを包括の他事業へ展開し一体的実施を推進する。あわせてハイリスク者への継続支援や未参加者への対応強化し、医療・関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築を図る。 健康セミナーでは、参加者の声を活用し、より利用しやすい健康セミナーを継続して構築していく。												

施策No.	4-8	施策	地域密着型サービスの整備を推進します。
-------	-----	----	---------------------

取組No.	4-8-1	重点取組	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること
区分	継続	構成計画	地 後 高 ● 障

①事業概要

地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に向け、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みに加え、各事業所の柔軟な対応により介護ニーズが支えられている市の現状等も踏まえ、令和6年度に現状の施設ニーズについて調査・分析を実施した結果、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることで、市の実情に合った地域密着型サービスの整備を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討	検討状況	③目標(値)	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応
		④実績(値)	看護小規模多機能型居宅介護（1箇所）の整備・推進のため公募2回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
現状の施設ニーズについて調査・分析の実施	令和6年度調査・分析完了	③目標(値)	—	—	—
		④実績(値)			
		⑤進捗状況評価			
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		
「評価」の理由	令和6年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和7年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、2回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかったため。				
課題等	看護小規模多機能型居宅介護の新設については、近年の物価高騰や経営面の課題もあるため、展開を検討しうる事業者情報が行き届くよう、周知方法に工夫が必要である。				
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施する方針となった。				

施策No.	4-9	施策	介護サービスの給付の適正化を推進します。									
-------	-----	----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-9-1	重点取組	要介護認定の適正化と事務の効率化の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													

①事業概要

保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、認定調査の委託化や審査会の効率化など、要介護認定の適正化と事務の効率化を推進することで、介護サービスの給付適正化を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
審査会部会長会及び調査員定例会での共有 担当課：高齢障がい課	開催数	③目標(値)	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回	部会長会 2 回 調査員定例会 6 回
		④実績(値)	部会長会 2 回 調査員定例会 5 回		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
調査票点検の実施 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	全件実施	全件実施	全件実施
		④実績(値)	全件実施		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
認定調査の一部委託からの全面委託化に向けた準備・検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	検討	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
認定審査会のペーパーレス化の検討 担当課：高齢障がい課	—	③目標(値)	検討	検討	実施
		④実績(値)	検討		
		⑤進捗状況評価	B：現状維持		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	審査会部会長会は計画どおり開催し、必要な情報共有や課題検討を行った。また、調査員定例会は、伝達研修や業務上の課題共有を実施した。開催目標が6回であったが実施は5回であったため、書面で必要な情報共有をした。調査票点検は委託業務のひとつとして全件実施した。認定調査の全部委託と認定審査会のペーパーレス化の検討は、オンライン研修への参加、委託事業者からの事業説明、近隣自治体からの情報収集を実施した。
課題等	認定調査については、調査員による調査結果のバラつきが課題となっている。また、認定審査会ペーパーレス化については、国で検討が進められている介護情報基盤の導入時期や活用範囲の確認と併せて継続検討の必要がある。
令和8年度以降の取組や方針	認定調査については、調査の平準化を図りながら全面委託化の検討を継続する。介護情報基盤の導入に向けた検討状況も踏まえ、認定審査会ペーパーレス化も継続検討する。

取組No.	4-9-2	重点取組	ケアプラン等の点検の実施									
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続											
①事業概要												
保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、ケアプラン等の点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9						
ケアプラン点検の実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標(値)	10回	10回	10回						
			④実績(値)	10回								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
ケアプラン点検研修の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	1回	1回	1回						
			④実績(値)	2回								
			⑤進捗状況評価	A：進捗している								
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している								
「評価」の理由		令和7年度のケアプラン点検については、目標回数10回に対し、専門的観点から10回（10事業者）に対して実施した。ケアマネジメントの質の向上のための研修は2回実施したことで、基本的な考え方や自立支援型ケアマネジメントの考え方を学ぶ機会を作れたため。										
課題等		委託により専門的観点から点検を進めていく必要があるが、ケアプラン点検の内容は多岐に及ぶため、給付適正化及び質の向上につながる点検となるよう、より効果的な実施方法について引き続き検討する必要がある。										
令和8年度以降の取組や方針		委託によるケアプラン点検を引き続き行うことで保険者機能としての給付適正化を推進していく。										

取組No.	4-9-3	重点取組	医療情報との突合・縦覧点検の実施										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障
区分	拡充												
①事業概要													
保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、適切なサービス確保と、その結果としての費用の効率化を通じた持続可能な介護保険制度の構築に向け、医療情報との突合・縦覧点検を実施することで、介護サービスの給付適正化を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
医療情報との突合点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検件数	③目標(値)	10件以上	10件以上	10件以上							
			④実績(値)	85件									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
縦覧点検の実施 担当課：高齢障がい課		点検帳票数	③目標(値)	2 帳票	2 帳票	2 帳票							
			④実績(値)	2 帳票									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				A：進捗している									
「評価」の理由	医療情報との突合点検については、国保連において実施しており、85件（前年度比+37件）となった。 縦覧点検については、国が示す帳票のうち、単独請求明細書におけるサービス実施状況一覧表と、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表について、給付実績を活用して取り組んだため。												
課題等	医療情報との突合点検について、引き続き国保連と連携し対応を進める必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、国保連と連携して医療情報との突合・縦覧点検を進めていく。												

施策No.	4-10	施策	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。									
-------	------	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	4-10-1	重点取組	介護施設・事業所の指導検査の実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の指導検査を実施することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
適正な指導検査を実施するため都への職員研修派遣 担当課：高齢障がい課		派遣	③目標(値)	派遣のための体制準備		1人		-							
			④実績(値)	次年度派遣に向けた調整											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
指導検査の実施 担当課：高齢障がい課		件数	③目標(値)	3件		5件以上		5件以上							
			④実績(値)	2件											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		都への職員派遣について、令和8年4月からの派遣（1名）を都・指導監査部と協議調整した。指導検査については2件実施したが、複数の担当者で対応することで、今後に向けた体制構築を進められたため。													
課題等		指導検査に係るノウハウの蓄積と指導検査件数の定量的な確保が課題となっている。													
令和8年度以降の取組や方針		令和8年4月から都・指導監査部に職員1名を派遣し、指導検査のノウハウ蓄積と実績件数を確保する。また、新たに集団指導用の動画を作成する。													

取組No.	4-10-2	重点取組	施設・事業所の感染症対策の推進											
担当課	高齢障がい課	大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	拡充													
①事業概要														
介護保険制度への信頼の維持並びに介護給付等対象サービス等に携わる事業所の質の確保・適正化に向け、東京都と連携して介護施設・事業所の感染症対策を推進することで、介護施設・事業所における適正な運営を支援します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9								
事業者支援のための感染症対策の情報提供等の支援 担当課：高齢障がい課		実施有無	③目標(値)	実施	実施	実施								
			④実績(値)	実施										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		厚生労働省及び東京都から発出される情報については、適宜、事業所に対して周知共有を行った。												
課題等		季節性・ウィルス性感染症についても介護事業所と随時情報共有できる体制が必要である。また、新たな感染症が発生した場合に備える必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		入所・通所施設をはじめとする事業所からの感染症集団感染に関する報告の徹底など、今後も感染症に関する情報共有と対策について事業所と連携して対応する。												

取組No.	4-10-3	重点取組	(再掲) 介護人材確保対策の推進											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続													
①事業概要														
厚生労働省や近隣区市において、介護支援専門員のなり手不足の問題が議論されている中、複数の施設・事業所において、既に顕在化している介護人材不足への対応に向け、介護職員研修受講費助成を実施するとともに、令和6年度に新たな助成制度について検討した結果、令和7年度から介護支援専門員法定研修受講費助成による支援策を実施するなど、介護人材確保対策を推進することで、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を構築します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
(再掲) 研修受講費の助成 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）		12人（初任者研修） 5人（実務者研修）						
			④実績(値)	4人（初任者研修） 7人（実務者研修）										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
(再掲) 新たな助成・支援対策の検討及び実施 担当課：高齢障がい課		助成人数	③目標(値)	6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）		6人（専門員実務研修） 20人（専門員現任研修） 1人（専門員更新研修） 2人（主任専門員研修） 8人（主任専門員更新研修）						
			④実績(値)	1人（専門員実務研修） 2人（専門員現任研修） 0人（専門員更新研修） 0人（主任専門員研修） 3人（主任専門員更新研修）										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				C：あまり進捗していない										
「評価」の理由		実務者研修は目標値に達したが、直近3年の申請件数を元に目標値を設定した初任者研修は、受講人数が、事業所の人材確保の状況等により変動することから、目標値に達しなかった。しかし、特定施設入居者生活介護を含む新たな種類の事業者から問い合わせ、申請があるなど、助成の活用が広がっている。また、令和7年度から新たに介護支援専門員研修の受講費助成を実施し、申請があった。												
課題等		更なる助成制度の活用に向けた周知を行う必要がある。また、介護支援専門員の資格更新や研修に係る負担は全国的に課題とされており、制度の運用にあたり国の動向にも注視する必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		現状の制度に加え、新たな助成について周知等を引き続き行い、助成制度の利用を促す。												

施策No.	4-11	施策	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。
-------	------	----	-------------------------------------

取組No.	4-11-1	重点取組	地域生活支援拠点の設置
担当課	高齢障がい課	大施策	障がい者の支援に関すること
区分	新規	構成計画	地 後 高 障 ●

①事業概要

障がいのある方の多くが親と同居している状況や、当事者の高齢化、親亡き後を見据えたグループホームの整備要望を踏まえるとともに、介護者の急病等を中心とした緊急時の体制を整備するなど、地域生活支援拠点を設置することで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標	R 7	R 8	R 9
緊急時の対応を含めた地域生活支援拠点機能の整備推進 担当課：高齢障がい課	—	③目標（値）	推進会議での検討	推進会議での検討
		④実績（値）	未設置	
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない	

「評価」の理由	地域生活支援拠点の位置付けのあるショートステイの開所などについて、地域自立支援協議会に報告を行ったが、推進会議は設置できていないため。
---------	---

課題等	緊急時の対応に必要なショートステイの稼働状況の把握
-----	---------------------------

令和8年度以降の取組や方針	令和8年度にも市内にショートステイの開所が予定されていることから、稼働状況を把握しながら、地域生活支援拠点の機能のひとつである緊急時の対応について検討する。
---------------	--

取組No.	4-11-2	重点取組	ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実に向けた検討												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続														
①事業概要															
障がいのある方の多くが親と同居していることや、当事者の高齢化により、福祉サービスを利用できず、親が家族介助者として障がいのある方の介助・支援を行っている状況があることを踏まえるとともに、ショートステイや同行援護者の育成などニーズ調査等も踏まえたサービスの充実に向けた検討を行うことで、地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
ニーズ調査を踏まえたサービスの充実に向けた検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	試行		試行		試行							
			④実績(値)	試行											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		あいとぴあセンター地下の浴室を活用して、生活介護事業所に通所している4人に入浴介助サービスの試行を延べ6回実施した。2か年の試行により、障がいのある方の状態や特性等に応じた入浴介助サービスの課題等を当事者・事業者・市でそれぞれ確認・共有することができたため。													
課題等		あいとぴあセンター地下の浴室を活用した入浴介助サービスに必要な機械設備の検討													
令和8年度以降の取組や方針		既存の設備で入浴が可能な方を中心に本格実施に向けた検討を進める。													

年度	令和 7 (2025)
基本目標	多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	5-1	施策	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-1-1	重点取組	複雑化・複合化した課題の重層的支援会議等による協議及び協議結果に基づく支援の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	継続														

①事業概要												
重層的支援会議等により、複雑化・複合化した課題のある人や世帯に合った支援プランを作成し各支援機関が共同して支援を行っていきます。（福祉政策課） 各分野の支援機関と協働し、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援を進めるため、調整役である相談支援包括化推進員の在り方を検討します。（福祉相談課）												

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
（再掲）重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課	会議の開催	③目標(値)	6回以上	6回以上	6回以上
		④実績(値)	2回		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
（再掲）持続可能な相談支援包括化推進員の在り方を検討 担当課：福祉相談課	相談支援包括化推進員の人数	③目標(値)	5人以上	5人以上	5人以上
		④実績(値)	5人		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	支援会議としては、2回（前年度比△6回）の開催となった。2回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員2名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である5人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。 相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員2名を相談支援包括化推進員としたため。											
課題等	重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。											
令和8年度以降の取組や方針	重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。											

取組No.	5-1-2	重点取組	市民福祉推進委員会の在り方の検討											
担当課	福祉政策課	大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障	
区分	新規													
①事業概要														
地域共生社会推進基本計画を踏まえた新たな市民福祉推進委員会の在り方を検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
在り方の検討 担当課：福祉政策課	—	③目標(値)	在り方の検討	地域共生社会推進基本計画 中間見直しへの反映	—									
		④実績(値)	検討											
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
「評価」の理由	介護保険事業計画の進捗管理については、高齢小委員会の専門外のため、狛江市福祉基本条例施行規則第25条第3項の規定に基づく関係者への意見聴取として、介護保険推進市民協議会会長を招致した。													
課題等	地域共生社会推進基本計画において、介護保険事業計画の進捗管理を介護保険推進市民協議会が担う記載がない。													
令和8年度以降の取組や方針	第10期介護保険事業計画の策定に併せた地域共生社会推進基本計画改定の際に、介護保険事業計画の進捗管理を、介護保険推進市民協議会が担うことを盛り込む。													

取組No.	5-1-3	重点取組	政策課題ごとの会議体の整理・再編の検討											
担当課	福祉政策課		大施策	包括的な支援に関すること			構成計画	地	●	後		高		障
区分	新規													
①事業概要														
社会変化によって生じる課題により新たに生まれる課題に対する会議体の設置要望に対して会議体を整理します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
会議体の整理 担当課：福祉政策課		整理の実施	③目標(値)	精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム部 会の設置	精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム部 会の運営		精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム部 会の運営							
			④実績(値)	設置調整										
			⑤進捗状況評価	A：進捗している										
「評価」の理由		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会の設置に向け、関係支援機関と協議を行い、令和8年度の運営のための予算の確保及び例規を整備したため。												
課題等		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会で効果的な協議を行えるよう、引き続き関係支援機関と調整を行う必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		市民福祉推進委員会障がい小委員会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進部会構成員の選出を行い、部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を推進する。												

施策No.	5-2	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-2-1	重点取組	中核機関による権利擁護支援チームの形成の支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
あんしん泊江、福祉相談課を中心に市内の関係機関が「チーム」としての支援を行っていますが、「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要であるため、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託						
			④実績(値)	現状の課題の整理										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
「評価」の理由		成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したが、令和7年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。 なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。												
課題等		「チーム」での支援体制を仕組みとして構築するには、コーディネートを中心に行う機関が必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		中核機関を委託するにあたっての現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。												

取組No.	5-2-2	重点取組	中核機関による成年後見人等の選任後の権利擁護支援チームへの支援体制の構築											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップについては、被後見人等の情報を集約して、適切に対応していく機関が必要であるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
(再掲) 社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託						
			④実績(値)	現状の課題の整理										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
本人や対象者、成年後見人等へのモニタリング・バックアップ体制の構築の検討 担当課：福祉政策課		検討状況	③目標(値)	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託						
			④実績(値)	現状の課題の整理										
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない										
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				C：あまり進捗していない										
「評価」の理由		成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したが、令和7年度内に現状の課題を整理しきれなかったため。一方で、権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わるが多いため、既存の対応の中でモニタリングを行った。なお、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。												
課題等		成年後見人等へ定期的なモニタリング・バックアップを行う体制が整っていない。												
令和8年度以降の取組や方針		中核機関を委託するにあたっての継続してモニタリングを行う体制の構築ができていない等現状の課題を整理し、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託するための、ロードマップを作成する。												

施策No.	5-3	施策	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-3-1	重点取組	社協に中核機関の運営を委託し、権利擁護支援が円滑に行われる多機関協働のネットワークの形成を支援												
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障	
区分	継続														

①事業概要

市の権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会による権利擁護支援が円滑に行われるよう多機関協働ネットワークを形成していくとともに、日常生活自立支援事業と連携して一体的に行うことが求められるため、社協に中核機関の運営を委託することを検討します。

②施策に関する具体的な事業や取組

事業（取組）内容	成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理	ロードマップの作成	ロードマップに基づき委託
		④実績（値）	現状の課題の整理		
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない		
粕江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の実施 担当課：福祉政策課	実施回数	③目標（値）	2回以上	2回以上	2回以上
		④実績（値）	2回		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持		

「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したため。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会は、単身高齢者等支援事業の報告を行ったほか、支援・検討会議を実施し、2回（前年度比＋1回）開催することができたため。
課題等	成年後見制度の受任調整以外の部分も社協へ委託し、多機関協働ネットワークを形成し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）と連携する体制作りを進める必要がある。
令和8年度以降の取組や方針	中核機関を委託する際の課題を整理し、粕江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会で議論を行ったうえで、地域福祉権利擁護事業を担っている社協に中核機関の運営を委託することを検討する。

取組No.	5-3-2	重点取組	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進											
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	拡充													
①事業概要														
地域での相談・支援を円滑につなぐ連携強化、中核機関と各相談支援機関との連携強化、各相談支援機関等の連携の仕組みづくりを進めます。（福祉政策課・福祉相談課）														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9						
（再掲）社協による中核機関の運営 担当課：福祉政策課	検討状況	③目標（値）	現状の課題の整理		ロードマップの作成		ロードマップに基づき委託							
		④実績（値）	現状の課題の整理											
		⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 担当課：福祉政策課・福祉相談課	体制の構築	③目標（値）	児童虐待に対するネットワーク構築		ネットワーク体制の維持及び拡大		ネットワーク体制の維持及び拡大							
		④実績（値）	児童虐待に対するネットワーク構築											
		⑤進捗状況評価	A：進捗している											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価			B：現状維持											
「評価」の理由	成年後見制度の受任調整及び後見方針の立案について、成年後見あんしん生活事業として、社協への委託により、職員を1名増員したため。また、地域福祉権利擁護事業の待機者減を図るため、令和8年度から社協職員の1名増を見込んでいる。また、権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。													
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。													
令和8年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。													

取組No.	5-3-3	重点取組	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進											
担当課	福祉政策課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続													
①事業概要														
重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組の連携を図り様式の統一等によって、より効果的・効率的な体制づくりを推進します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
（再掲）あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加 担当課：福祉政策課		ケースに応じた参加	③目標(値)	適宜		適宜		適宜						
			④実績(値)	0回										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		重層的支援会議等については、権利擁護支援に関わる内容で無かったため、あんしん狛江の職員が参加することは無かったため。												
課題等		あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業を含めた既存会議体と連携を行うことが必要である。												
令和8年度以降の取組や方針		あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加し、権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業との連携を図り、権利擁護支援を推進する。												

施策No.	5-4	施策	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。
-------	-----	----	---

取組No.	5-4-1	重点取組	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用した権利侵害の防止体制の構築の推進									
担当課	福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課		大施策	権利擁護の支援に関すること	構成計画	地		後	●	高		障
区分	継続											

①事業概要					
高齢者虐待のネットワーク構築に続き、障がい者、児童虐待等の権利侵害を防止するためには、権利擁護支援が必要な方の生活状況を的確に把握し、本人の生活状況に応じた地域において権利擁護支援関係者が連携して支える体制を構築します。（福祉政策課・福祉相談課・子ども家庭課）					
②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
支援・検討会議と既存会議の連携体制の構築	体制の構築	③目標(値)	児童虐待に対するネットワーク構築	ネットワーク体制の維持及び拡大	ネットワーク体制の維持及び拡大
		④実績(値)	児童虐待に対するネットワーク構築		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	権利擁護支援が必要な家庭に対し、障がい・子ども・高齢者の各視点において当該家庭が取り巻く環境を考慮しながら必要な支援を検討することができたため。				
課題等	家庭が抱える問題が複雑・困難化している場合、当該家庭や関係機関に配慮した支援策を講じる必要性があり、地域の関係者の更なる連携が必要となる。				
令和8年度以降の取組や方針	他職種連携を強化し、より複雑・困難化した問題に対し、支援者がチームとなって取り組むことができる仕組みを構築する。				

取組No.	5-4-2	重点取組	地域包括支援センター及び基幹相談支援センターによる権利擁護支援及び事業所間の連携強化の推進												
担当課	福祉政策課・福祉相談課		大施策	権利擁護の支援に関すること			構成計画	地		後	●	高	●	障	●
区分	継続														
①事業概要															
虐待等の権利侵害を防止するためには、障がい福祉サービス事業者等との情報共有が必要であるため、幅広い事業者が集い、情報交換を行う場を設けます。（福祉政策課・福祉相談課）															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7	R 8	R 9									
（再掲）市内権利擁護業務担当者勉強会の開催 担当課：福祉政策課・福祉相談課		開催回数	③目標（値）	2回以上	2回以上	2回以上									
			④実績（値）	2回											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		3月に福祉相談課の高齢者虐待防止見守りネットワーク事業として、高齢者虐待防止の勉強会として、地域包括支援センター及びケアマネジャー向けに各1回、民生委員・児童委員向けに1回実施し、合計2回（前年度比△1回）、普及・啓発を行ったため。それぞれの研修に福祉相談課の職員及び福祉政策課の権利擁護支援事業の担当職員が出席し、顔と顔が見えるネットワーク作りを行ったため。													
課題等		権利擁護支援を必要とする対象者が多岐にわたるため、より幅広い分野の関係者等に勉強会等に参加してもらい、ネットワーク作りを行う必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		市内の権利擁護に関わる様々な職種の参加を促し、ネットワーク作りを図るとともに、勉強会を通して個々のスキルアップを行っていく。													

施策No.	5-5	施策	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。									
-------	-----	----	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組No.	5-5-1	重点取組	医療と介護の連携事業の継続実施												
担当課	高齢障がい課		大施策	高齢者の支援に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														

①事業概要

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現のため、厚生労働省が定めた8項目を中心に在宅医療介護連携推進事業を展開します。また、医療・介護の関係者による連携を図り、協力体制を推進します。

②施策に関する具体的な事業や取組					
事業（取組）内容	成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9
多職種連携研修会の開催 担当課：高齢障がい課	実施有無	③目標(値)	継続実施	継続実施	継続実施
		④実績(値)	実施		
		⑤進捗状況評価	A：進捗している		
「評価」の理由	医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、「災害時における多職種連携」を題目として、災害時のBCP（事業継続計画）に特化した基調講演及びグループワークを取り入れた多職種連携研修会を1回開催（32名参加）し、8割の方から「大変良かった」との評価を得たため。				
課題等	多職種間における連携・協力体制を強化するため、共通課題を共有するとともに、研修内容の充実を図る必要がある。				
令和8年度以降の取組や方針	引き続き、医療・介護の関係者による連携及び協力体制を推進するため、多職種連携研修会を開催する。				

施策No.	5-6	施策	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。
-------	-----	----	--

取組No.	5-6-1	重点取組	主任介護支援専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等の実施										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関する こと・障がい福祉サービスの提供に関する こと	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												
①事業概要													
障がいのある方の高齢化による障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援する仕組みづくりに向け、主任介護専門員を対象とした障がい福祉制度の勉強会等を実施することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9						
主任介護支援専門員で構成する連絡会での研修を実施 担当課：高齢障がい課		実施回数	③目標(値)	1 回以上	1 回以上		1 回以上						
			④実績(値)	1 回									
			⑤進捗状況評価	B：現状維持									
「評価」の理由		令和6年度までに勉強の機会を多く設けたため、理解が深まり、連携に関する目標は、ある程度実現できている。主任介護支援専門員連絡会で作成をしたサービス移行に伴うツール（フローチャート）について、介護支援者より障がいの地域自立支援協議会にて説明を行い、連絡会にて共有できたため。											
課題等		ツールを活用し、更なる連携推進を図るため、運用後の課題等があれば主任介護支援専門員連絡会において検討する。											
令和8年度以降の取組や方針		ツール運用後の状況を把握し、更なる連携推進を図る。											

取組No.	5-6-2	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出										
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関する こと・障がい福祉サービスの提供に関する こと	構成計画	地		後		高	●	障	●
区分	拡充												
①事業概要													
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。													
②施策に関する具体的な事業や取組													
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9							
障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討	実施	実施							
			④実績(値)	実施（1回）									
			⑤進捗状況評価	A：進捗している									
「評価」の理由		6月に障がい者基幹相談支援センターと、障がい支援者、介護支援者とで会議を行い、主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」について承認を得られた。また、障がい支援者の事例検討会に、介護に関わる事例がある場合は、介護支援者が参加することについて提案があり、検討が進んだため。											
課題等		主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」において、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、必要に応じて障がい事業所と介護事業者が交流できる機会を活かしていく必要がある。											
令和8年度以降の取組や方針		障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて、障がい支援者の研修や事例検討会等への出席に介護支援者の参加を促す等、他部署と協力しながら必要に応じて交流機会を活用する。											

施策No.	5-7	施策	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。
-------	-----	----	-----------------------------------

取組No.	5-7-1	重点取組	各種連絡会の開催												
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること			構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続														
①事業概要															
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報提供や事業者間の情報交換のための体制整備に向け、各種連絡会を開催することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化する。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9							
各サービス事業者との交流機 会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標（値）	検討		実施		実施							
			④実績（値）	検討											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
「評価」の理由		介護支援専門員連絡会は2か月に1回、また、主任介護専門員連絡会は年4回、それぞれ事業者の自主運営により実施できているため。													
課題等		事業目的である事業者間の連携はできているが、事業者間の連携を高めるための各種連絡会の必要性について確認し、支援する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		事業者が連絡会を開催できるよう、支援をしていく。													

取組No.	5-7-2	重点取組	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有									
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること	構成計画	地		後		高	●	障
区分	継続											
①事業概要												
介護給付等サービスの事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う事業者に関する情報の提供のための体制整備、介護給付・サービス事業間の情報交換のための体制整備に向け、介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有化を図ることで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。												
②施策に関する具体的な事業や取組												
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9					
ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討	実施		実施					
			④実績(値)	検討								
			⑤進捗状況評価	B：現状維持								
「評価」の理由		令和5年4月から開設した介護関係者サイト「ケア倶楽部」については、介護事業所に対する国、都、市からの情報発信を一つのサイトに集約することで情報検索がしやすくなり、事業所等の事務負担を軽減しているため。										
課題等		現在必要に応じ情報発信等の運用を行っているが、運用開始から3年が経過したものの、サイトの発信とメール発信で共有している現状がある。										
令和8年度以降の取組や方針		一部の介護事業所においては、「ケア倶楽部」の活用が浸透していないため、実情を踏まえ運用の整理等を検討する。										

取組No.	5-7-3	重点取組	国等の介護情報基盤整備に伴う対応											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													
①事業概要														
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、指定更新等の届出の運用方法について、電子申請に完全移行するための検討を行うなど、国等の介護情報基盤整備に伴う対応することで、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8		R 9							
電子申請届出システムによる届出の統一化 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	併用実施	電子へ移行		電子へ移行							
			④実績(値)	併用実施										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		指定更新等の届出の運用については、現在、紙ベースと電子と併用で運用を行っており、令和8年度からの電子申請へ統一するための準備期間としているため。												
課題等		令和8年度からの電子申請への統一に向けて準備等行う必要がある。												
令和8年度以降の取組や方針		一部の事業所においては、電子申請の活用が行われていないため、個別に事業所へ依頼を行うなど、令和8年度からの電子申請への統一を目指し、準備、調整を行う。												

取組No.	5-7-4	重点取組	介護事故情報の共有											
担当課	高齢障がい課		大施策	介護保険サービスの提供に関すること		構成計画	地		後		高	●	障	
区分	継続													
①事業概要														
適切な居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、事務の効率化、事業所間の連携推進に向け、各事業者より提出される事故報告や市で把握している情報を共有し、介護保険サービスの質の向上を目的とした事業者間の連携を強化します。														
②施策に関する具体的な事業や取組														
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9						
事故報告情報の共有 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		実施		実施						
			④実績(値)	検討										
			⑤進捗状況評価	B：現状維持										
「評価」の理由		令和6年度の事故報告書の集計を実施し、事業者との共有方法について検討したため。												
課題等		事業者への効果的な情報発信方法の検討が必要												
令和8年度以降の取組や方針		事業者が事故発生予防に取り組める様な情報を発信する。												

施策No.	5-8	施策	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。
-------	-----	----	---------------------------------

取組No.	5-8-1	重点取組	事業所間等の連携体制の整備												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、事業者間等の連携体制を整備することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果（活動）指標		R 7		R 8		R 9							
更なる連携体制整備の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	課題の整理を踏まえた 連携体制の検討		検討結果を踏まえた対応		検討結果を踏まえた対応							
			④実績(値)	検討											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		行動障がいに対応した体制の整備を図るため、共同生活援助の支援について、先進的に取り組んでいる法人から助言を受けたことにより、共同生活援助事業所の利用者が通所する生活介護事業所の職員も参加し、支援について連携を図ることができたため。													
課題等		体制として継続的に連携していくためには、各事業所の職員が集まる場を設定する必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		研修等の開催により市内の事業所の職員間の関係性の構築を推進する。													

取組No.	5-8-2	重点取組	学校や医療との連携の推進												
担当課	福祉政策課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	継続														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進に向け、学校や医療との連携を推進することで、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
(再掲) 重層的支援会議等の開催 担当課：福祉政策課		会議の開催	③目標(値)	6回以上		6回以上		6回以上							
			④実績(値)	2回											
			⑤進捗状況評価	C：あまり進捗していない											
「評価」の理由		支援会議としては、2回（前年度比△6回）の開催となった。2回の支援会議では、多摩府中保健所や在宅療養支援診療所、その他幅広い分野の支援機関と連携し、対象者及びその世帯に支援を行った。市職員2名及び社会福祉協議会のCSW3名が、目標値である5人の相談支援包括化推進員を担い、支援会議の開催等それぞれの役割に応じた支援を行った。特に支援会議の開催を通じ、相談支援包括化推進員を持続可能なものとするための課題を整理したため。相談支援包括化推進員は、各分野の支援機関の調整役として、支援会議等では、中立的な立場で、参加者の相互理解や合意形成を促進し、課題解決へ導くことが求められる。そのため、市で一定期間、相談支援業務等に従事した経験のある係長職が担うことが望ましいという意見で整理をし、市の職員2名を相談支援包括化推進員としたため。													
課題等		重層的支援会議等の開催調整のシステム化が必要である。相談支援包括化推進員については、持続可能な在り方という点で、業務内容の精査や、業務分担の方法等についての必要な検討がなされていない。													
令和8年度以降の取組や方針		重層的支援会議等の定期開催に向けて、開催調整の定例化を図る。引き続き、重層的支援会議等の重要性について、幅広く支援関係者に伝え、複雑化・複合化した課題がある方や世帯に、より適切な支援を行う。相談支援包括化推進員については、課題点について検討を行うとともに、重層的支援会議等の開催を通じ、持続可能な在り方を構築する。													

取組No.	5-8-3	重点取組	医療的ケア児の支援												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
事業所調査等で求められている障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携推進や地域における医療的ケア児の通園・通学等の支援に向け、障がい福祉サービス事業者その他関係機関との連携を推進し、医療的ケア児の支援を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7	R 8	R 9									
医療的ケア児支援会議の開催 担当課：高齢障がい課		開催数	③目標(値)	2回	2回	2回									
			④実績(値)	2回											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
医療的ケア児コーディネーターの配置 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成	配置の継続及び後任の育成									
			④実績(値)	配置の継続及び後任の育成											
			⑤進捗状況評価	B：現状維持											
事業（取組）内容全体の進捗状況評価				B：現状維持											
「評価」の理由		医療的ケア児支援会議を8月27日と1月28日に開催し、関係機関と情報共有を行ったため。医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置するとともに、9月18日に開催した医療的ケア関係者交流会に市内の医療的ケア児コーディネーター研修の修了者に参加いただき、医療機関等との関係構築に取り組んだため。													
課題等		医療的ケア児コーディネーターの後任の育成													
令和8年度以降の取組や方針		医療的ケア児コーディネーター研修を修了した方を中心に後任の育成に取り組む。													

取組No.	5-8-4	重点取組	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲）												
担当課	高齢障がい課		大施策	障がい者の支援に関すること			構成計画	地		後		高		障	●
区分	拡充														
①事業概要															
障がいと介護の事業所が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度を理解し、役割分担・連携を進めることで、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズな移行が行われるよう、障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所との交流機会を創出することで、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、障がい福祉サービスと障がい介護保険サービスの連携を推進します。															
②施策に関する具体的な事業や取組															
事業（取組）内容		成果(活動)指標		R 7		R 8		R 9							
（再掲）障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討 担当課：高齢障がい課		—	③目標(値)	検討		実施		実施							
			④実績(値)	実施（1回）											
			⑤進捗状況評価	A：進捗している											
「評価」の理由		6月に障がい者基幹相談支援センターと、障がい支援者、介護支援者とで会議を行い、主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」について承認を得られた。また、障がい支援者の事例検討会に、介護に関わる事例がある場合は、介護支援者が参加することについて提案があり、検討が進んだため。													
課題等		主任介護支援専門員連絡会において作成した「障がいと介護の連携ツール」において、サービス移行がスムーズに行われているのかを確認しながら、必要に応じて障がい事業所と介護事業者が交流できる機会を活かしていく必要がある。													
令和8年度以降の取組や方針		障がいサービスと介護保険サービスの連携推進に向けて、障がい支援者の研修や事例検討会等への出席に介護支援者の参加を促す等、他部署と協力しながら必要に応じて交流機会を活用する。													

6

推進会議からの意見及び意見に対する担当課からの回答

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
1-3-1	支援・検討会議における必要な権利擁護支援の検討を通じた多様な主体への意思決定支援の推進	支援・検討会議の実施（試行含む）によるサポートの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につながることができたため、「A：進捗している」と評価した。
1-3-2	市内権利擁護業務担当者の勉強会等による定期的な意思決定支援に関する研修の実施	アドバイザースタッフ会議等を活用した権利擁護支援・意思決定支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて助言を受ける支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につながることができたため、「A：進捗している」と評価した。
1-4-1	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化	市内相談支援事業所等向け研修の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「2回」に対し実績値：「2回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉相談課）令和6年度が目標1回、実績1回に対し、令和7年度は目標を+1回の2回にしており、達成したので、「A：進捗している」と評価した。
1-4-2	総合的・専門的な相談支援の実施	民間事業所と連携した支援会議	A：進捗している	A：進捗している	①目標値のR8とR9は「－」で良いのか。	①（福祉相談課）障がい小委員会の意見を踏まえ、R8・R9の目標値については、R6・R7実績数を参考に具体数を定める必要があるため、令和8年度実施計画策定の際に、具体数の入力を行う。
2-1-1	福祉のまちづくり協議委員会による地域アセスメントの実施	福祉のまちづくり協議委員会の開催	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「2回」に対し実績値：「2回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している2回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は新たに高齢、障がい、子育て分野の支援に関わる専門職3名および各福祉のまちづくり委員会の代表3名を委員として選出し、協議委員会を2回開催し協議することができたため、「A：進捗している」と評価した。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
2-3-2	（仮称）地域福祉サポーター等CSWとともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援	（仮称）地域福祉サポーターの育成・活用	B：現状維持	B：現状維持	①調査・研究は継続していたことからB評価なのか。R8 試行実施の準備を整えたのならA評価でも良いのではないかと。	①（福祉政策課）令和8年度の事業展開を見込めないため、「B：現状維持」と評価した。
2-3-5	近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討	マッチング等支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「3回以上」に対し実績値：「3回」のため、B評価が妥当ではないかと。	①（福祉政策課）令和7年度から目標（値）の回数を増やし、令和6年度2回だったところ3回実施することができ、また夏のボランティアの受入れ等新たな取組を行うこともできたため、「A：進捗している」と評価した。
2-4-3	市民後見人の活躍支援	市民後見人の市内権利擁護業務担当者勉強会への参加	B：現状維持	C：あまり進捗していない	①目標値：「1人以上」に対し実績値：「0人」のため、C評価が妥当ではないかと。	①（福祉政策課）【進捗状況評価】を「C：あまり進捗していない」に修正
2-6-4	チームオレンジの活動支援・新設	認知症サポーターステップアップ講座の実施・再編	B：現状維持	B：現状維持	①「チームオレンジの新設」について、未設置エリアにてオレンジコーディネートへ立ち上げの相談をしながら検討していく必要がある。	
		チームオレンジの新設				
2-6-5	認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保	地域密着型サービスの整備	B：現状維持	B：現状維持	①応募に至らなかったものでC評価の方が良いのではないかと。	①（高齢障がい課）他自治体での運営事業者へ個別周知を行い、事業者等からの問合せや面会相談の機会があったことで整備に対する具体的課題を把握できた。第9期計画期間（R6-8）での施設整備を目指した募集であり、取組みとしての評価は「B：現状維持」が適当と考える。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
3-2-1	伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議等を通じて把握したニーズに応じた新たな参加支援事業の推進	CSW等による参加支援事業の推進	A：進捗している	B：現状維持	①目標値：「適宜」に対し実績値：「4回」で前年度比同数のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）【進捗状況評価】を「B：現状維持」に修正
3-3-1	権利擁護支援チームと重層的支援体制整備事業（参加支援事業）との連携を図り、身寄りのない本人等への権利擁護支援及び地域への参加の支援等の仕組みづくりの推進	「狛江市単身高齢者等支援事業」の実施 あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	①「あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加」の方は実績0回のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）権利擁護支援に関する内容が無かったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。
3-4-1	高齢者が地域で元気に活躍できる環境整備・事業の充実	元気高齢者向け事業の実施 地域で継続的に参加・活動できる環境整備	A：進捗している	A：進捗している	①高齢者が地域で活躍する環境整備の促進について、就労的活動マッチング事業へ参加する団体を、拡げて増やすことを検討してはどうか考える。	
4-1-1	居住支援協議会による相談支援機能の強化	住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「55%」に対し実績値：「54%」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に対し80%以上は達成し、令和6年度の50%から解決率が伸びており、また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入しよりマッチングに資する体制を整えることができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-1-2	身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施 死後事務に関する支援の実施 日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①狛江市単身高齢者等支援事業について、身寄りのない単身者は増加しているため、今後相談件数が増加していくと考える。	

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-2-3	ケアラーのニーズを踏まえた当事者同士の集いの場の確保	集いの場の確保または対象者を集いの場につなぐ	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「適宜」に対し実績値：「3回」で前年度比同数のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）前年度比同数ではあるが、つなぎの実施だけでなく、市内のひきこもりに関わるケアラーの交流機会を創出し集いの場の確保も行うことができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-3-1	（再掲）居住支援協議会による相談支援機能の強化	住宅確保要配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報とのマッチングの実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「55%」に対し実績値：「54%」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に対し80%以上は達成し、令和6年度の50%から解決率が伸びており、また、居住支援協議会に新たに居住支援法人が加入しよりマッチングに資する体制を整えることができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-3-2	（再掲）身寄りのない市民等への支援体制の強化	身元保証を代替する支援の実施 死後事務に関する支援の実施 日常生活支援の実施	A：進捗している	A：進捗している	①狛江市単身高齢者等支援事業について、身寄りのない単身者は増加しているため、今後相談件数が増加していくと考える。	
4-4-3	介護人材確保対策の推進	研修受講費の助成 新たな助成・支援対策の検討及び実施	C：あまり進捗していない	C：あまり進捗していない	①ケアマネジャーの高齢化に伴う事業閉鎖や介護職員の採用難について課題となっており、介護人材確保のための推進は今後も継続していく必要がある。	

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-5-1	支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築	支援・検討会議の実施（試行も含む）	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「1回以上」に対し実績値：「1回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）目標（値）に設定している1回以上は実施しており、令和6年度は0回だったところ、令和7年度は権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にて支援・検討会議を試行実施し、実際に支援につながることができたため、「A：進捗している」と評価した。
4-7-1	介護予防、フレイル予防の推進	フレイル予防事業の拡充 地域における運動習慣の定着化に向けた環境整備	A：進捗している	A：進捗している	①高齢者運動推進員の養成の際には、運動等指導の内容だけでなく、団体の立ち上げや運営のノウハウの内容も必要である。	
4-7-3	保健事業と介護予防の一体化事業の実施	保健事業と介護予防事業の一体的実施 健康セミナー	A：進捗している	A：進捗している	①明確な根拠であるデータに基づく対応を基本とする取組を進めると共に、より効果的な取組を実現するためには、対象者の年齢という概念にとらわれず、より若い年代からの取組を実現する必要がある。	
4-8-1	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討	将来ニーズ動向を踏まえた施設整備の必要性を検討 現状の施設ニーズについて調査・分析の実施	B：現状維持	B：現状維持	①応募に至らなかったものでC評価の方が良いのではないか。	①（高齢障がい課）他自治体での運営事業者への個別周知を行い、事業者等からの問合せや面会相談の機会があったことで整備に対する具体的課題を把握できた。第9期計画期間（R6-8）での施設整備を目指した募集であり、取組みとしての評価は「B：現状維持」が適当と考える。

重点取組		事業（取組）内容	担当課による進捗状況評価（当初）	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における評価	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議における意見	重点取組に対する狛江市地域共生社会推進会議からの意見について担当課からの回答
4-9-2	ケアプラン等の点検の実施	ケアプラン点検の実施	A：進捗している	A：進捗している	①目標値：「10回」に対し実績値：「10回」のため、B評価が妥当ではないか。	①（高齢障がい課）目標（値）を2回（R6）から10回（R7）に上方設定し10回実施したこと、また、委託により専門的かつ具体的な方法で実施できたことから、「A：進捗している」と評価した。
		ケアプラン点検研修の開催				
4-9-3	医療情報との突合・縦覧点検の実施	医療情報との突合点検の実施	B：現状維持	A：進捗している	①突合点検の目標値：「10件以上」に対し実績値：「85件」のため、A評価で良いのではないかと。	①（高齢障がい課）「医療情報との突合点検の実施」の【進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正 【全体の進捗状況評価】を「A：進捗している」に修正
		縦覧点検の実施				
5-3-2	包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の推進	（再掲）社協による中核機関の運営 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	B：現状維持	B：現状維持	①担当課に子ども家庭課を入れても良いのではないかと。	①（福祉政策課）令和8年度実施計画の策定の際に修正する方向で検討する。
5-3-3	複雑かつ複合的な権利擁護支援に係る課題について重層的支援体制整備事業との連携の推進	あんしん狛江の職員が重層的支援会議等に参加	B：現状維持	B：現状維持	①実績0回のため、C評価が妥当ではないか。	①（福祉政策課）権利擁護支援に関する内容がなかったことによる参加の実績無しのため、「B：現状維持」と評価した。
5-6-2	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の創出	障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会の検討	A：進捗している	A：進捗している	①障がい支援者の事例検討会の際に介護支援者への参加呼びかけを行ったり、その逆をしたりして、交流が定着していくことが望ましい。	
5-7-2	介護関係者サイト「ケア倶楽部」を通じた介護関係情報の共有	ケア倶楽部を通じた情報発信の一元化に向けた検討	B：現状維持	B：現状維持	①ケア倶楽部はメール発信があることで内容をチェックできている現状のため、引き続きメール発信をすることが必要。	

刊行物番号 R 8－●

**狛江市第1次地域共生社会推進基本計画実施計画
狛江市地域共生社会推進会議 令和7年度評価結果**
令和8（2026）年●月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

頒布価格：●円